

Ｌ・オツペンハイム著『国際法』〔一九〇五年刊・初版〕（その八）

広井大三

〔本号目次〕

第三部 国際関係のための国家機関

第一章 国家元首と外務省

一 国際法に基づく国家元首の地位

二 君主

三 共和国大統領

四 外務省

第二章 外交使節

一 外交使節派遣制度

二 使節権

三 外交使節の種類と階級

四 外交使節の任命

五 外交使節の接受

六 外交使節の職務

七 外交使節の地位

八 外交使節の不可侵

九 外交使節の治外法権

一〇 第三国に関する外交使節の地位

一一 外交使節の随行員

一二 外交使節の終了

### 第三部 国際関係のための国家機関

#### 第一章 国家元首と外務省

##### 一 国際法に基づく国家元首の地位

ホール・九七、フィリモア・第二卷一〇一、ブルンチュリ・一一五―一二五、ホルツェンドルフ・第二卷七七―八一頁、ウルマン・三〇、リヴィエール・第一卷三二、フィオレ・第二卷一〇九七番、ボンフィス・六三二番、バインケルスフーク『外交使節に対する裁判権』（一七二一年刊）C・III一三。

三四一 あらゆる国家の元首の必要性 国家は、多数の個人が主権的政府の統治下にある或る国内で生活することの抽象的概念であるので、あらゆる国家が、その最高機関としての首長を有さなければならず、その首長が、国境の内外における、すべての関係において、その国家を代表するのである。こうした首長は、君主国では君主であり、共和国では、大統領か、或るいは、スイスの連邦議会（Bundesrath）のような、個人の団体である。国際法は、国家が有し得る首長の種類に関して、何の法則も定めてはおらず、当然、あらゆる国

家は、この点に関して自立しており、その好む一切の憲法を採択し、そして、その自由裁量で、そうした憲法を変更する能力を有している。しかしながら、どのような種類の国家元首であれ、国際法上、必要であり、無政府の場合を除いて、首長が存在しなければ、国家も存在しないのである。

三四二 国家元首の承認 国家元首に変更がある場合、その事実を他の国家に通告するのが普通である。後者は、通常、新元首を、例えば祝詞のような、何らかの公式の行為を通して承認するのであるが、しかし、他の諸国の承認を通してではなく、国内法によって、或る個人が国家元首になるのであるから、こうした通告や承認は、厳密には、国際法上、必要ではない。しかしながら、このような通告や承認は、法的には重要である。と言うのは、通告を通して、国家は、その当該個人が国の最高の機関であり、国内法により、その国の国際関係のすべてにおいて、国家を代表する権能を有することを宣言するからであり、更に、承認を通して、他の諸国は、国の最高機関としての、このような個人と交渉する用意があることを宣言するからである。しかし、他国による新元首の承認は、あらゆる点で自由裁量の問題である。国家は、その

新元首の承認を他国に要求する権利を有しないし、一切の国家が、このような承認を拒絶する権利を有するものでもない。例えば、ロシア、オーストリア、プロシアは、一八三三年に幼児ながら即位したスペインのイザベラ女王に対する承認を、一八四八年まで拒否したが、しかし、実際には長期間にわたって、承認を与えないままにしておくことはできないのである。何故なら、承認が無いと国際的通航は不可能であり、しかも、自尊心を有する国家は、彼らを選出した元首に対し、もし、承認が拒否されるとすれば、報復措置に出るからである。したがって、一八六一年のイタリアの統一後、メクレンブルク（訳注・ドイツの北バルト海に面する地方の州）とヴァリア（訳注・ドイツ南東部のバイエルン州の英語名）が、イタリア国王としてのビクター・エマヌエル（訳注・ヴィットリオ・エマヌエーレ二世。イタリア王国初代国王）の承認を拒絶したとき、カプール伯爵（訳注・イタリア王国初代首相）は、これらの国のイタリア駐在領事の就任許可状（*exequatur*）を撤回した。

しかし、或る国の新元首の承認は、問題にされる、その国の正当な元首として、そのような元首を承認することを決し

て意味するものではないということが、強調されねばならない。承認は、他の国々が、特定国の最高機関としての或る一定の個人と交際する用意があることの、宣言以外の何ものでもないのであって、そうした個人が、その国の正当な元首と見なされるか否かは、全く未解決のままにされるのである。

**三四三 国家元首の権能** 国家の国際関係のすべてにおける主要機関、かつ、代表として、国家元首は、彼の国家の通航において、その国家の代理をするので、その結果として、法と関連する彼の国際的行為のすべてが、彼の国の行為と見なされるのである。こうした行為を行う彼の権能は、万能代表権（*Jus representationis omnimoda*）と名付けられているが、それが、實際上、包含している主なもの、外交使節と領事の接受、および、派遣、国際条約の締結、宣戦布告、講和の締結である。しかし、この権能が、どの程度、国内法から独立しているかは、特別な場合の問題である。と言うのは、国家元首は、この権能を彼らの国のためと、更に、後者の代表として行使するのであって、彼ら自身の権利を行使するのではないからである。例えば、国家元首が、条約を議会の必要不可欠な承認無しに批准するならば、彼は越権行為を

行ったことになり、したがって、そうした条約は、彼の国を拘束することにはならないのである。<sup>(1)</sup>

他方で、この権能は、国家元首が正当な元首であるか、それとも、権力強奪者であるか、という問題とは、確かに無関係である。或る個人が、当分の間、国家元首であるという単なる事実は、彼が、そうした首長として行為することを合法ならしめ、しかも、彼の国は、彼の行為によって法的に拘束されるのである。しかしながら、或る一定の個人が、国家元首であるか否かを決定するのは困難であるかもしれない。何故なら、常に革命後には、問題が決着するまで、暫く時間がかかるからである。

注(1) 四九七を参照のこと。

**三四四 国際法の客体としての国家元首** 国家元首は、決して国際法の主体ではない。<sup>(1)</sup> 国家元首が国際法に従って享有する地位は、個人としての彼ではなく、彼の国の元首としての彼に帰属するものである。彼の地位は、彼の国の国際的な権利義務に由来するものであって、彼自身の国際的権利からではない。要するに、対外的に国家元首が享有するすべての権利は、国際的な権利ではなくて、それは、外国の元首が一

時的に滞在している外国の領域上で、その外国の国内法によって彼に授与されなければならない権利であり、しかも、そうした権利は、個々の元首の本国の国際的権利に依じて授与されなければならないのである。したがって、国家元首は国際法の主体ではなく、客体であって、この点に関しては、一切の個人と同様である。

注(1) しかし、ヘフターは反対を唱えているし、また、フリモアは、君主を、間接的、かつ、派生的 (derivatively) に国際法の主体として指摘している (第二巻一〇〇)。なお、この問題については、一三と二八八―二九〇で詳述しているし、三八四も参照されたい。

**三四五 国家元首の名誉と特権** 国家元首に対して外国に より当然与えられるべき、あらゆる名誉と特権は、威厳が、国家群の構成員としての、更には国際人格としての、国家の正式に認知された品格であるということに由来している。<sup>(1)</sup> こうした名誉と特権に関して、国際法は、君主と共和国の元首との間に区別を設けているが、この区別は、君主国の国内法による君主の地位が、共和国の国内法に基づく共和国元首の地位と全く異なるからである。と言うのは、君主は、主権者 (sovereign) であるが、共和国元首は、そうではないからで

ある。

注(1) 一二二を参照のこと。

## 二 君主

ヴァッテル・第一卷二八〇四五、第四卷一〇八、

ホール・四九、ローレンス・一二六、フィリモア・

第二卷一〇八〇一一三、テイラー・一二九、ブルン

チュリ・一二六〇一五三、ヘフター・四八〇五七、

ウルマン・三一〇三二、リヴィエール・第一卷三三三、

カルポー・第三卷一四五四〇一四七九、フィオレ・

第二卷一〇九八〇一一〇二番、ボンフィス・六三三三

〇六四七番、プラディエール・フオデレ・第三卷一五

六四〇一五九一。

## 三四六 君主の主権

あらゆる君主国において、君主は、

国家の主権の代表者として現われており、それによって、彼

自身が主権者になるのであるが、そのことは国際法によって

承認されていることである。しかも、この点に関するさまざま

な国の国内法上の違いは、全く問題にはならない。その結

果として、国際法は、すべての君主を対等の主権者として承

認するのであるが、さまざまな国の国内法で規定された規則

に照して見れば、君主の憲法上の地位をめぐる相違は、きわ

めて大きい。例えば、ロシアの皇帝は、絶対君主であり、イ

ギリスの国王は、議会においてのみ主権者であるので、した

がって、絶対君主から程遠いが、両者は国際法によれば公平

な主権者である。

三四七 本国にいる君主に与えられる配慮 君主が、彼自

身の国の国境内にいる場合、外国から彼に与えられるべき配

慮については、多くのことを語る必要は無い。外国は、すべ

ての公式の通信において、彼の通常の、かつ、承認された属

性 (predicates)<sup>(1)</sup> を、彼に与えなければならぬし、あらゆる

る君主は、彼ら間に、称号や現実の権力をめぐり、どのよう

な差違があるうとも、対等の者として扱われねばならない。

注(1) 君主の属性に関する詳細については、一一九で既述

してある。

三四八 国外にいる君主に払われるべき配慮 国外にいる

君主に払われるべき配慮で、しかも、平時に外国政府の同意

と了解を得て、その外国に滞在している或る国の君主に対し

て、その外国が払うべき配慮に関しては、当然のこととして

詳細に論じられなければならない。彼に払われるべき配慮は、

名誉と不可侵と治外法権とから成っている。

(1)主権者という彼の特性の結果として、彼の本国は、或る儀礼的な名誉が、彼と、彼の家族の構成員、随行員とに与えられるように要求する権利をもっている。彼は、通常の属性によって話しかけられなければならないし、軍事的敬礼などが彼に対して行われなければならない。

(2)彼の人格が神聖不可侵であるので、彼の本国は、身体の安全に関する特別の保護と、人格上の威厳の維持、それに彼の本国政府との無制限の通交が、彼に与えられるように主張する権利を有しているし、彼に向けられるあらゆる犯罪が、特別の極刑をもって報復されねばならない。他方において、彼は、あらゆる種類の刑事裁判権を免れなければならないし、主権者の妻もまた、同様の保護と免除とを与えられねばならない。

(3)或る主権者は他の主権者の上に立つ権限を有しないということに基づく“*Par in parem non habet imperium.*”（対等なる者は対等なる者に対して支配権を持たず）の原則に従って、彼は、いわゆる、治外法権を認められなければならない。だから、彼は、あらゆる点で、課税、地方税の割り当、それ

にすべての財政上の制限を免れなければならないし、また同様に、民事裁判権も、彼自身が原告である場合を除いて、<sup>(1)</sup>免除されねばならない。彼が居住する家屋も、大使の公式の住居と同様の治外法権を享受しなくてはならないし、警察官や、その他の官公吏が、その中に、彼の許可無しに入ることが認められてはならない。たとえ、もし、犯罪者が、このような住居に避難してきても、警察官が中に立ち入らないようにされなければならない。もっとも、その犯罪者の引き渡しが故意に拒否される場合には、政府は、その反抗的な主権者の国外退去を要求し、それから、その犯罪者を逮捕することは出来る。もし、外国の主権者が別の外国内に財産を所有する場合には、こうした財産は、後者の管轄権のもとに置かれるが、しかし、そうした主権者が、彼の住居を財産にする場合には、それは、さしあたり、治外法権にならなければならない。更に、外国に滞在する主権者は、彼自身の政治上の行為と機能とを遂行することを認められなければならないが、彼の国が第三国と交戦中であって、彼が滞在している国が中立にとどまっている場合は別である。そして、最後として、主権者は、本国におけるのと同じ範囲内で、彼の随行員に対して民事裁

判権を行使することが認められなければならない。昔は、彼の随行員に対する刑事裁判権さえも、非常に稀ではあるが要求され、認められたが、これは、今では、時代後れになっている。<sup>(2)</sup> 主権者の妻も同様に治外法権を認められねばならないが、しかし、主権者の家族のその他の構成員は、その限りではない。<sup>(3)</sup>

しかしながら、治外法権というのは、外国の主権者の場合、他の場合と同様、<sup>フイクション</sup>擬制にすぎないのであって、それは或る範囲内で或る目的のために維持されるものである。したがって、もし、君主が、外国での滞在中に彼の特権を乱用するとした場合、そのような国は、こうした乱用を暗黙裡に、かつ、平穩に認める義務があるのではなくて、国外退去を君主に要求できるのである。それに、外国の主権者が、暴力行為を犯したり、国の内外の安全を危険にさらすような行為を犯す場合には、後者は、同種のそれ以上の行為を防止するため、彼を拘禁することも可能であるが、しかし、同時に、できる限りすみやかに国境外に行かせなければならない。

注(1) フィリモア・第二巻一一三Aを参照のこと。そこで

は、外国の主権者が原告として出頭した数種の事件で、

シ・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

イギリスの裁判所で裁判された場合について検討されている。

(2) 一六五七年にフランスでスウェーデンの女王クリスティーナ(Alexandra Christina, 1626-1689)が、当時、既に譲位していたが、彼女の侍従に死刑を宣告し、護衛により処刑されるといふ有名な事件が起こっている。

(3) リヴィエール・第一巻四二一頁とブルンチュリ・一五四を参照のこと。しかし、ブルンチュリによると、治外法権は主権者の妻についてさえも法的に厳格に認める必要はないとされている。

### 三四九 外国君主の随行員 君主が外国に滞在する期間に

随行する個人の地位が論争の種である。何人かの国際法学者が、本国は主権者に随行する一行に対しても主権者に対すると同様の治外法権の特権を要求できると主張しているが、また何人かは、これを否定している。<sup>(1)</sup> この点、私には前者の意見が正しいように信じられる。と言うのは、海外にいる主権者が、彼の随行員に関して外国使節よりも劣った地位に、何故、置かれるのか、何らの理由も見当らないからである。<sup>(2)</sup>

注(1) ブルンチュリ・一五四とホール・四九、および、対照的にマルテンス・第一巻八三を参照のこと。

(2) 四〇一―四〇五を参照のこと。

三五〇 君主の微行的旅行 これまで、君主が外国政府の

正式な了解を得て外国に滞在している事例だけを扱ってきたが、このような了解は、君主の微行的旅行の場合でも行われ得るものであり、君主は、その場合には、微行ではない旅行と同様の特権を享受するのである。唯一の違いは、君主に帰すべきとされる多くの儀礼的行事を、微行的旅行の場合には免れるということである。しかし、君主が、外国を、後者の政府の全くの了解無しに旅行しているという事例も起こり得るのであって、その場合には、勿論、このような君主は、外国の他の市民と違った扱いにはなり得ないのである。しかし、彼は、いつでも、本当の身分を知らせ、彼に与えられる特権をもつことができる。例えば、オランダの元国王ウィリアム（William）が、一八七三年にスイスを微行で旅行中に、軽犯罪で罰金刑を言い渡されたが、彼が微行を放棄したので、その宣告は執行されなかった。

**三五一 廃位と讓位の君主** これまで言及されたすべての特権は、君主が本当に国家元首である限りにおいてのみ、君主に与えられなければならないものである。しかし、彼は、廃位したり、或るいは讓位したりすると直ぐに、最早、主権者ではなくなる。したがって、一八七〇年と一八七二年にフ

ランスの裁判所は、パリに滞在していたスペインのイザベラ女王（Queen Isabella）に対する民事裁判を女王が廃位されたことを理由に許可しているが、それは原告に支払われるべき金銭をめぐるものであった。勿論、国の国内法で、讓位の君主に対して、外国の主権者に対するのと同様の特権を授与することを妨げるものは全く存在しない。しかし、国際法は、そうした礼讓を一切要求はしないのである。

**三五二 摂政** 君主に与えられるべきすべての特権は、君主が幼児であったり、病気で権能を行使できない場合に代わって統治を行う摂政（Regent）が、その期間、本国にあって、外国にあって、摂政にも与えられるべきものである。しかも、それは、そうした摂政が王族の一員であろうとなかろうと、王統に属す皇太子であると否とには関係が無いのである。

**三五三 外国で職務を遂行したり、外国の国民である君主** 君主が、外国で何らかの職務を引き受ける場合、例えば、かつてドイツの小国の君主たちが頻繁にやったように、外国の軍隊に務めるといった場合には、その職務上の義務に関する限りは、そうした国に君主は従い、彼の本国は、違った状況



であれば君主に与えられる筈の一切の特権を要求できないのである。

君主が、同時に他の国の国民であるという場合、一方における主権者としての行為と他方における国民としての行為との間で区別がなされなければならない。と言うのは、後者の君主が国民である国にとっては、君主に対して管轄権を有するが、前者には、それは無いわけである。したがって、例えば、一八三六年にカンバーランド（訳注・イギリス北西部の郡。）の侯爵がハノーヴァー（訳注・ドイツ名ハンノーフェル。ドイツ下ザクセン州アレーメン市の南東ライネ川畔地方。）の国王になったが、同時に彼は世襲の爵位によりイギリスの貴族であり、したがってイギリス国民であった。更に、一八四四年のブルンズウィック（訳注・ハノーヴァーの東南東オーケル川沿い地方）侯爵・対・ハノーヴァー国王の事件では、イギリス公文書保管控訴院判事（the Master of the Rolls）はハノーヴァー国王はイギリス国民として行った一切の行為に関してイギリスの裁判所に告訴されることを免れないと判決した<sup>(1)</sup>。

注(1) フィリモア・第二卷一〇九を参照。

L・オッペンハイム著『国際法』（一九〇五年刊・初版）（その八）

### 三 共和国大統領

ブルンチュリ・一三四、ホルツェンドルフ・第二

卷六六一頁、ウルマン・三三二、リヴィエール・第一

卷三三、マルテンス・第一卷八〇。

三五四 主権者ではない大統領 君主国 (monarchy) とは対照的に共和国 (republic) においては、単一の個人ではない人民それぞれ自身が国の主権の代表者になる。それに、共和国の元首は、スイスの連邦参議院 (Bundesrath) のように個人の団体から構成される場合もあるということが思い出されるであろう。しかし、フランスやアメリカ合衆国のように元首が大統領である場合には、そうした大統領が、少くとも国際関係全体において、その国を代表する。しかしながら、彼は、主権者ではなく、一市民であり、彼が元首である国の国民である。

三五五 一般的な大統領の地位 結果的に、本国と国外における彼の地位は、君主のそれと比較できないし、国際法は、君主に払われるのと同じ配慮を彼のために要求する権能を彼の本国に与えておらず、両者は、ただ類似しているにすぎない。したがって、本国でも海外にあっても、共和国の大統領

は君主と同等にはならない。すべての君主が、宮廷用語の格式として恰かも彼らが同じ家族の一員であるかのように見なされ、したがって、お互いに手紙では「わが兄弟」と宛名を書くのに対して、共和国の大統領は、通常、君主からの手紙では「わが友」と書かれるのである。彼の本国は、国の威厳(dignity)に与えられるべき榮譽を彼のために確かに要求できるが、しかし、それは、主権者の君主に認められなければならないような榮譽ではないのである。

三五六 海外での大統領の地位 海外にいる場合の大統領の地位に関して、国際法の著者たちの意見は一致していない。何人か<sup>(1)</sup>は、大統領は主権者ではないので彼の本国は君主に対するのと同様の特権、とりわけ、治外法権の特権を彼のために要求することは出来ない<sup>(2)</sup>と主張し、他の人たちは、大統領が国家元首としての公式の資格で海外に滞在している場合と私的な目的で海外に滞在している場合とを区別して、彼の本国は最初の場合にのみ彼に対する治外法権を要求できると主張している。更に他の何人か<sup>(3)</sup>は、海外にいる大統領の地位と海外にいる君主のそれとの一切の違いを認めようとしていない。海外にいる共和国大統領の治外法権を有する地位に関し

て、国家自身が、どう考えるかは確かめることが出来ないが、それは、私の知る限りでは、結論が導き出されるような事例が、今までのところ実際に起こっていないからである。しかし、公式に海外にいる大統領に与えられるべき儀礼上の名譽の問題は慣例で解決しているように思われるのであるが、それらの名譽は、彼の本国の地位に相当するものであって、君主に払われるようなものではないのである。治外法権に関しては、将来の偶然性が、大統領とその随員の一行に対して君主に対するのと同様の方式で、この特権を認めるという諸国家の慣例を産み出すものと私には信じられる。そうした特権の授与にどのような障害が有るのか私には理解できないし、また、もし、治外法権が認められないのであれば、あらゆる種類の軋轢や紛争さえも、発生し得ることを誰も否定は出来ないのである。共和国の大統領は、主権者ではないけれども、当分の間、崇高な職務を果たすのであり、したがって、大統領への治外法権の授与は、彼らが代表する国家の威厳に対して払われる賞賛行為(tribute)なのである。

注(1) ウルマン・三二、リヴィエール・第一卷四二三頁、

ホルツェンドルフ・第二卷六五八頁。

(2) マルテンス・第一巻八〇、ブルンチュリ・一三四。

(3) デスパクネ・二五四番、ボンフィス・六三二番、ホール・九七。

#### 四 外務省

ヘフター・二〇一、ホルツェンドルフ・第三巻六

六八頁、ウルマン・三三、リヴィエール・第一巻三

四、ボンフィス・六四八―六五一番。

#### 三五七 外務大臣の地位 時折り、行われることではある

が、今日、一般には、国家元首が、君主か大統領である場合に、外国と、直接、かつ、自分自身で交渉することは無く、重要な交渉は外務省によって秩序立って行われるのであるが、この官庁は、ウエストファリアの講和以後、あらゆる文明諸国に存在している。この官庁の首長、外務大臣 (The secretary for foreign affairs) は閣僚であり、国の外交問題を、元首の承諾を得て、後者の名において、指揮するので、彼は、国家元首と他国との媒介者 (middleman) である。実際には多くの場合、国家元首が、みずから、あらゆる外交問題を指図するけれども、それにも拘わらず外務大臣は、すべての外交取引が、彼の手を経由しなければならぬ人物なので

ある。そこで、こうした外務大臣の本国における地位に関して、これを規定するのは国内法であり、国際法は、他国との国際的通航に關しての彼の地位について規定している。彼は、自国の大使の全部と領事と国際問題を扱う他の機関の長であり、国際問題を交渉するために、自分自身で、或るいは彼の国の外交使節を通して外国に話をもちかけるのであり、また更に、同じような目的で、外務書記官や使節を通して外国と交渉を始めるのも彼である。公使 (Minister) が国家元首に信任状を手渡す場合に彼は同席しており、外交問題に關するすべての重要書類は、彼か、または、彼の代行者である外務次官 (under-secretary for foreign affairs) によって署名される。したがって、新外務大臣の任命は、国内で外交使節によって代表されている外国に対して通告するのが普通であるが、この通告を行うのは、その新外務大臣自身である。

### 第二章 外交使節

#### 一 外交使節派遣制度

フィリモア・第二巻一四三―一五三、テイラー・

二七四、トウイス・一九九、ホルツェンドルフ・第

三卷六〇五―六一八頁、リヴィエール・第一卷三五  
ウルマン・三四、マルテンス・第二卷六、ゲンティ  
リス『外交使節論・第三卷』(De legationibus  
libri III.) 一五八五年刊、ウィックフォール (Wic-  
quefort) 『大使とその職務』(L'Ambassadeur et  
ses fonctions) 一六八〇年刊、バインケルスフーク  
『外交使節に対する裁判権』(De foro legatorum)  
一七二二年刊、ガルダン (Garden) 『外交職総論』  
(Traité complet de diplomatie) 全三卷・一八三三  
年刊、ミールス (Mirus) 『ヨーロッパ公使派遣法』  
(Das Europäische Gesandtschaftsrecht) 全二卷・  
一八四七年刊、シャルル・ド・マルテンス (Char-  
les de Martens) 『外交入門』(Le guide diplomati-  
que) 全二卷・一八三二年刊・第六版・ゲフッケン  
(Geffcken) 編・一八六六年刊、モンターギュウ・  
バーナード (Montague Bernard) 『外交関係者四  
講』(Four Lectures on Subjects connected with  
Diplomacy) 一八六八年刊一―一―一六二頁(第三  
講)・アルト (Alt) 『ヨーロッパ公使派遣法便覧』

(Handbuch des Europäischen Gesandtschafts-  
rechts) 一八七〇年刊、プラディエール・フォデレ  
『外交法講義』(Cours de droit diplomatique)・ク  
ラウスケ (Krauske) 『常駐外交使節の発達』(Die  
Entwickelung der ständigen Diplomatie.) 一八八  
五年刊、レール (Lehr) 『外交官の理論と實際の手  
引き』(Manuel théorique et pratique des agents  
diplomatique) 一八八八年刊。

三五八 外交使節の発達 さまざまな国の間で交渉するた  
めの制度としての外交使節は、歴史としては古く、その記録  
は、最古の諸国によって派遣され接受された外交使節の豊富  
な実例でいっぱいである。しかも、近代国際法のような法が  
知られていなかった古代においてさえも、大使は、到る処で、  
特別の保護と或る種の特権を享受しており、法ではなく宗教  
によってではあるが、大使は神聖不可侵 (sacrosanct) と見  
なされていた。しかし、常駐外交使節は、中世のかなり遅い  
時期に至るまで知られていなかった。ローマ法王が常駐代理  
人——いわゆる、保証人 (apocrisarii, responsales) を、  
フランク (訳注・フランス国を創立したゲルマン民族の一

派) 王の宮廷とコンスタンチノープルに、西教会からの東側の終局的分離(訳注・一〇五四年)の時まで置いていたが、これらの法王の代理人の仕事は、国際問題とは全く関係が無く、教会の問題とのみ関係していたので、常駐外交使節の最初の実例と見なされるべきではない。最初の常駐外交使節が出現したのは、やっと一三世紀になってからであって、イタリアの諸共和国と特にヴェニスとが、彼らの国際問題のより良い交渉のため相互の首都に代表者を駐在させたのが、最初の例である。<sup>(1)</sup>そして、一五世紀になると、これらの共和国は、スペイン、ドイツ、フランス、それにイギリスに常駐代表者を置き始め、他の国々も、その例に倣ったのである。常駐外交使節を約定する特別な条約が、しばしば締結されたが、例えば、一五二〇年には、イギリス国王とドイツ皇帝との間で締結されている。一五世紀の末からイギリス、フランス、スペイン、ドイツは相互の宮廷に常駐外交使節を維持し続けたが、他の諸国がルイ一四世(訳注・一六三八―一七一五年。ヴェルサイユ宮殿を完成させ、フランスの黄金時代を築いた。)やリシュリユー(訳注・一五八五―一六四二年。宰相としてブルボン王朝の強化を図った。)のもとでのフランス

の例に従うようになって、常駐外交使節が一般的な制度になったのは、やっと一七世紀の第二半期になってからであった。グロチウス(訳注・第二章四三・五二・五三参照のこと。)が常駐外交使節を全く不必要だと考えたことは、特に言及されなければならない。しかしながら、事の成り行きは、常駐外交使節に関するグロチウスの見解が先見の明の無いものであることを証明した。常駐外交使節は、国家の、ほとんど全部の、疑い無くすべての重要な、正式な通交を産み出す手段であるので、今日、国家群は、彼ら無くしては存在出来ないのである。

注(1) ニュース(Nys)『国際法の起源』(Les Origines du droit international) 一八九四年刊二九五頁。

(2) 『戦争と平和の法』(De jure belli ac pacis) 第二巻二八章(一八章の誤り) 三、「今日は慣習的に行われている常駐使節は、最高の権利によってこれを斥け得るのである。けだし、これらがいかに必要なるかは、これを知らなかった古代の慣習の教えるところであるからである。」

三五九 外交 常駐外交使節の発生は、新しい種類の国家公務員、いわゆる、外交官の必要性を産み出したが、「外交官」(diplomatist)と「外交」(diplomacy)という言葉が一

般に使用されるようになったのは、やっと一八世紀の終わりになってからであった。そして、外交技術は国家間の正式な通交と同様に古いものではあったが、今日、外交官と呼ばれているような特別な公務員は、常駐外交使節が一般的な制度になるまでは存在しなかったし、存在はできなかった。他の事例のように、この場合においても、その職務が、そのために必要な種類の人間を産み出したのであるが、**国際法**は、こうした公務員の教育や一般的人格とは全く関係が無いのである。こうした点に関して、あらゆる国家が、それ自身の規範をつくる資格を当然に有しており、それらは、時々、**国際法**上の慣習規範になり得るので、多少重要ではあるけれども、**国際法**は、外交慣行とは何の関係も無いのである。しかし、私は、こうした慣行の一つ―すなわち、外交上の通交に用いられる言葉に関する慣行に注目したい。昔は、この言葉はラテン語であったが、ルイ一四世治下のフランスの政治的優越を通して、それは今はフランス語である。しかしながら、これは外交慣行にすぎないのであって、**国際法**上の規範ではない。<sup>(1)</sup> 各国家は、他国とのあらゆる公式の意思伝達に自国語を使用することができ、しかも、同じ言語を有する国は、彼

ら相互の通交では一様に自国語を使用するが、しかし、違った言語の国の間とか、更には会議では、広く知られている言語を使用するほうが便利である。これが今日ではフランス語であって、外交官がフランス語をやめて、代わりに他の言葉を採用するのを、何ものも妨げることはできないのである。

注(1) ミールス『ヨーロッパ公使派遣法』第一卷二六六―二六八を参照のこと。

## 二 使節権

グロチウス・第二卷第一八章、ヴァッテル・第四卷五五―六八、ホール・九八、フィリモア・第二卷一一五―一三九、テイラー・二八五―二八八、トウイス・二〇一―二〇二、フィートン・二〇六―二〇九、ブルンチュリ・一五九―一六五、ヘフター・二〇〇、ホルツェンドルフ・第三卷六二〇―六三一頁、ウルマン・三五、リヴィエール、第一卷三五、ボンフィス・六五八―六六七番、プラディエールフォデレ・第二卷一二二五―一二五六番、フィオレ・第二卷一一二―一一七番、カルボー・第三卷一三二―一三三五、マルテンス・第二卷七―八。

### 三六〇 使節権の概念 使節権 (right of legation) は外

交使節 (diplomatic envoys) を派遣し接受する国家の権利である。こうした使節を派遣する権利は、こうした使節を接受する権利が受動的使節権 (passive right of legation) と称されるのに対比して、能動的使節権 (active right of legation) と称されるが、国際法についての若干の著者<sup>(1)</sup>は、国家は、こうした使節を派遣し、または、接受することを国際法によって義務付けられていないと主張して、外交使節を派遣・接受するために国際法に従って存在するのは、権利ではなく、単なる資格 (compliance) であると説明しているが、しかし、これは疑い無く普遍化 (generality) の誤りである。国家が、外交使節を派遣することを義務付けられていないのは明らかであり、常駐使節 (permanent envoys) を接受することも義務付けられてはいないが、他方で、国家群の存在そのもの<sup>(2)</sup>が、或る種の論点について時折り交渉することを、構成員のために必要ならしめているのである。こうした交渉は、構成員の一つが、常に、しかも、あらゆる情況で、他の構成員からの使節を接受することを拒絶するならば、不可能になってしまうだろう。したがって、通常の場合において

て、他の構成員からの使節によってもたらされる伝達事項を聴取するというあらゆる構成員の義務は、国家群の、まさに構成員資格 (membership) の結果であり、この義務は、こうした使節を派遣するあらゆる構成員の権利に呼応するものである。しかし、能動的使節権の行使は任意であり、国家は、すべての国に外交使節を派遣する必要は無いが、実際には、すべての国が、少くとも時折り、こうした使節を派遣しており、また、ほとんどの国が多くの他の国に常駐使節を派遣しているのである。受動的使節権は、常駐外交使節の接受に関する限りにおいてのみ任意である。

注(1) 例えば、フィートン・ニ〇七、ヘイルボーン・『体系』一八二頁を参照のこと。

(2) 一四一を参照のこと。

三六一 どのような国が使節権を有するか しかしながら、すべての国が使節権を有するわけではない。こうした権利は、主に完全主権国家<sup>(1)</sup>に固有のものである。と言うのは、そうでない国家は或る種の条件においてのみ、この権利を有するからである。

(1) 他国の宗主权や保護のもとにある国のような半主権国は、

一般に外交使節を派遣することも接受することもできない。例えば、ブルガリアとエジプトには、こうした権利が無いし、諸国は、これらの国では、領事や外交的性格をもたない代理者によってのみ代表される。しかし、この法則には例外があり得る。したがって、一七七四年のロシアとトルコ間のカイナルディ条約にしたがい、モルダヴィアとワラキアの二つの半主権公国が、外国の代理公使 (*chargés d'affaires*) を派遣する権利を得たし、更に例えば、最近の南アフリカ共和国は、イギリス側の見方では、イギリスの宗主権のもとにある国家であったが、常に常駐外交使節を数ヶ国で保持するのが慣例になっていた。

(二) 連邦国家の部分的主権構成国は、連邦国家とは別に使節権をもつことがあり得る。この点を規定するのは連邦国家の憲法であって、例えば、スイスの構成国やアメリカ合衆国の構成国は使節権を有しないが、ドイツ帝国の場合には疑い無く使節権をもっていて、したがって、ババリアは、いくつかの外交使節を派遣したり接受したりしている。

注(1) バチカン (the Holy See) は、いくつかの点で、恰も国際人格として扱われているので、使節を派遣し接受

することができ、それらの使節は、あらゆる観点で外交使節として見なされるべきであるということが強調されるようが、しかし、現実には、そのように扱われてはいるが、彼らは、国の国際問題のための代理人ではなく、専らローマ・カトリック教会の問題のための代理人であるという事実からして、外交使節ではないことが明白になっている (一〇六を参照のこと)。

三六二 使節権は誰によって行使されるか 国際法によれば、国家は、その元首によって代表されるので、国家の使節権を行使するのは元首である。しかし、国内法が、国家元首である人物を指定するのと同様に、それは、そうした使節権の行使に関して国家元首に対して或る種の条件と制限を課しており、更に、元首自身が、彼の国の国内法によって認められている場合には、こうした権利の行使を、彼が選任する何らかの代表者に委任することもあり得る。

しかしながら、革命運動の結果として、誰が眞の国家元首であるか疑わしいこともあるし、また、そうした場合には、元首を選定するのは外国の自由裁量のままに置かれるのである。しかし、外国にとって、自国の元首の地位にある者に対する双方の申請者からの外交使節を接受したり、また、彼ら



の双方に外交使節を派遣したりすることは不可能である。そして、革命を通して元首の地位に就いた国家元首を、或る国が承認するや否や、その国は、最早、以前の元首との外交関係を維持することはできないのである。

革命派が交戦団体 (belligerent power) として承認されていても使節権を有しないということが、言及される必要がある。その場合、外国は、そうした党派の現実の支配下にある領域にいる自国民の身体と財産の当面の安全保障に備えるために、外交上の特性をもたない政治上の代理人を通して、そうした党派と非公式に交渉することがあり得るのであるが、そうした交戦団体として承認されているような革命派は、何らかの点でのみ、恰かも**国際法**の主体であるかのように扱われるとしても、それは国家ではなく、**国際法**が、それに対して外交使節を派遣し接受する権利を与えなくてはならない理由には存在しないのである。

なお、譲位したり、廃位したりした元首が、外交使節を派遣し接受する権利を有しないことも言及しておく必要がある。<sup>(2)</sup>

注(1) フィリモア・第二卷一二六一―一三三を参照。そこで

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

は、こうした委任についての意味深い事例がいくつか論議されている。

(2) 同一二四〇―二四五を参照。ここでは、スコットランド人のメリー女王(訳注・在位一五六―一六八)の大使・ロス僧正の事例が論議されている。

### 三 外交使節の種類と階級

- ヴァッテル・大四卷六九〇七五、フィリモア・第二卷二一―二二四、トウイス・第一卷二〇四―二〇九、ホルツェンドルフ・第三卷六三五―六四六頁、カルボー・第三卷一三二六―一三三六、ボンフィス・六六八―六七六番、プラディエル・フォデレ・第三卷一二七七―一二九〇、リヴィエール・第一卷四四三―四五三頁。

三六三 儀礼上、政治上の使節 二種類の異なる外交使節が分類される筈である。――すなわち、政治上の外交交渉のために派遣されるものと、儀礼上の役割や元首の地位の変更の通告のために派遣されるものである。と言うのも、国家は、相互に、戴冠式、葬式、祝典などの場合に、しばしば、特別の使節を派遣するからであるし、また、国王の新しい即位を報告するためにも使節を派遣するのが普通である。そう

した儀礼上の使節は、正真正銘の国家交渉のための政治上の使節と同じ地位を有しており、更に、政治上の使節の間では、二つの種類に分けられる筈である。——すなわち、第一に、そうした国家と交渉するために、常駐的、ないし、一時的な信任状をもって派遣されるものと、第二に、会議で派遣国を代表するために派遣されるものである。後者は、会議開催国へ信任状をもって派遣されないし、また、その必要も無いのであるが、しかし、それにも拘わらず、彼らは、外交使節であるし、治外法権に関して使節同様のすべての特権を享受し、彼らの身体や随員の不可侵や安全に関係する同様のものを享受するのである。

三六四 外交使節の階級 或る国へ信任状をもって派遣される外交使節は、階級が異なっている。こうした階級は、国際法の初期の段階には存在していなかったが、しかし、一六世紀の間に外交使節の二つの階級間で区別が次第に生じてきて、一七世紀の中頃になって常駐使節が一般的に流行するようになった後、大体において二つの階級が認められるようになった。すなわち、大使と呼ばれる特命全権使節 (extraordinary envoy) と、弁理行使 (resident) と呼ばれる通常使

節 (ordinary envoy) で、大使は、他の使節よりも高い名譽を享受し席次が優先していた。席次に関して、頻繁に論争が生じたので、諸国は、一八世紀には、もう一つ別の階級——すなわち、いわゆる、全権公使 (ministers plenipotentiary) を導入して、論争を避けようと試みたが駄目であった。そこで遂に、諸国は、ウィーン会議に集まり、問題は国際理解によって解決されるべきだとの結論に到達した。したがって、彼らは、一八一五年三月一九日に、三つの異なった階級の設立に合意することになった。——すなわち、第一に大使、第二に全権公使と特命全権公使、第三に代理公使 (charges d'affaires) である。更に、五大国は、一八一八年、エクスラーシャペル会議に集まり、第四の階級について合意した。——すなわち、全権公使と代理公使の間に位置ラックされる弁理公使 (ministers resident) である。他のすべての国が、明示的、ないし、黙示的のいずれかで、こうした取り決めを受け入れたので、そのため、今日では四つの階級が確立された等級になっているのである。彼らの特権は実質上は同じではあるけれども、地位と名譽は違っており、したがって、彼らは区別して扱かわねばならないのである。

三六五 大使 大使が第一階級を形成する。王室の名誉を<sup>(1)</sup>享受する国家のみが、大使を派遣し接受する機能を有しているが、ローマ法王庁もまた、その資格があり、その第一階級の使節は、法王特使 (nuncios, legati a latere, legati de latere) と呼ばれている。大使は、彼らの国家の元首の個人的代表であると見なされ、この理由により特別の名誉を享受するのであるが、しかしながら、彼らの主要な特権——すなわち、国家元首と個人的に交渉する特権は、今日では、ほとんどすべての国が或る一定の範囲で立憲政体をもち、すべて重要な業務は外務大臣の手を経ることを必要としているので、あまり意味が無いのである。

注(1) 一一七(一)を参照のこと。

三六六 全権公使と特別全権公使 第二の階級の全権公使と特命全権公使と、また、それに属する法王代理公使は、彼らの国家元首の個人代表とは見なされていない。したがって、彼らは、大使がもつすべての特別の恩典を享受しないし、国家元首と個人的に談判する特権を享有しないのである。しかし、その他の点では、この二つの階級の間では差異が無い。

三六七 弁理公使 第三の階級の弁理公使は、少々の恩典

を享受し、全権公使の下に位置されている。しかし、弁理公使が、“閣下”(Excellency) という称号を享受しないということ以上には、彼らと全権公使との間に違いは無いのである。

三六八 代理公使 第四の階級、代理公使は、第一、第二、第三の階級とは、主に、一つの点で異なっている。——すなわち、他の階級では国家元首から国家元首へ信任状を携帯して派遣されるのに対して、代理公使は、外務省から外務省へ信任状を携えて派遣されるのである。したがって、代理公使は、他の外交使節よりも、当然、享受する恩典が少ない。とりわけ、代理公使と公使代理 (charge des affaires) の間では區別がなされていることを言及しておかなければならない。後者は、使節団の長が休暇で不在の間、彼の代理として派遣する使節団の一員である。このような公使代理は、代理公使の下に位置付けされている。

三六九 外交団 同じ国へ派遣されているすべての外交使節は、外交上の慣例に従い、“外交団”(diplomatic corps) と称される団体を形成し、この団体の長の、いわゆる、“外交団首席大使”(Doyen) は、法王特使であるが、法王特使

が派遣されていない場合には、最古参の大使、大使がいなければ、最古参の全権公使、という具合である。外交団は、法的に構成される団体ではないので、それは法的機能を果たすものではないが、しかし、それにも拘わらず、外交使節に帰すべき特権や恩典を監視するものであるので、それは、非常に重要である。

#### 四 外交使節の任命

ヴァッテル・第四卷七六〇七七、フィリモア・第二卷二二七〇二二二一、トゥイス・第一卷二二二〇二一四、ウルマン・三八、カルポー・第三卷一三四三〇一三四五、ボンフィス・六七七〇六八〇番、フィトン・二二七〇二二〇。

#### 三七〇 使節の人物と資格 国際法には、国家が外交使節

として任命できる個人の資格に関しての法則が無いので、国家は当然に自由裁量に基づいて行動する権能を有するのであるが、勿論、外交使節には、彼の職務を首尾よく果たすためにもっていなければならない多くの資格がある。したがって、多くの国の国内法は、常駐外交職の候補者が身に着けていないことはならない知識や鍛練についての多くの細目から成って

いるが、儀礼上の使節に関しては、国内法でも全く規定が無いのである。そこで、時々、女性<sup>(1)</sup>は使節に任命され得るか否かという問題が論議されるが、歴史は女性外交官の若干の事例について詳述している。したがって例えば、フランスのルイ十四世は、一六四六年にマダム・ド・グエブリアン大使をポーランド宮廷へ信任状を授けて派遣したが、しかしながら、ここ二世紀間には、こうした事例は、私の知る限りでは思い浮かばないのである。けれども、国家が外交使節として女性を派遣することを、**国際法**が妨げるものではないと私は信じて疑わない。しかし、現状にあっては、多くの国々が女性を接受することは拒むことになろう。

注(1) ミールス『ヨーロッパ公使派遣法』第一卷一二七〇二二八、および、フィリモア・第二卷一三四を参照のこと。

#### 三七一 信任状、全権、旅券 外交使節としての個人の任

命は、彼が信任状をもって派遣される国に対して、その使節により接受国へ手渡たされるべき或る種の公文書で通告されるが、国家元首が外国へ、常駐大使、もしくは、常駐公使を派遣する文書の呼称が、信任状 (Letter of credence) である。

こうした使節のすべてが、封印した信任状と開封の写しを受け取り、使節は、彼の任地に到着するとすぐに、彼の到着を正式に知らせるために外務省へ、その写しを届けるのである。しかしながら、封印した原本は、使節が派遣される国の元首に使節自身により手渡たされるのである。代理公使もまた信任状を受け取るが、しかし、彼らは外務省から外務省へ派遣されるので、彼らの信任状は、本国の元首によってではなく、外務省によって署名される。さて、常駐外交使節が、常駐使節の通常の業務の範囲外の仕事を一切任せられていない場合には、信任状以外の授權文書は必要が無いが、しかし、彼が、例えば、何らかの特別の条約や協約を交渉するような仕事を委託される場合には、特別の授權文書——すなわち、いわゆる、全權 (full powers, pleins pouvoirs) を必要とする。全權は、国家元首が署名した特許状 (Letters Patent) の中で与えられ、その場合の必要条件に応じて、限定された全權か無制限の全權かのいずれかである。本国を永続的に代表するためではなくて、会議や特別な条約の交渉、その他の取引の代表のような臨時の使命を帯びて派遣される外交使節は、全權だけを与えられ、信任状は与えられない。また、あらゆる

る常駐使節とそれ以外の外交使節は、彼の使命の目的に関する行動の指針としての、いわゆる、訓令 (instruction) も与えられるが、しかし、こうした訓令は、専ら使節と彼の本国との間の問題であって、したがって、国際法にとっては重要ではないけれども、それ以外の点では非常に重要になり得るものである。最後に、あらゆる常駐外交使節は、外務省によって彼自身と彼の随員のために特別に作成された旅券パスポートを受け取るが、これらのパスポートは、使節の派遣される国の外務省に、到着後、供託し、そこで、使節が、その地位を辞職したいために、みづからパスポートを要求するまで、或るいは、使節の退去のため返却されるまで、保管されるのである。

三七二 合同使節 国家は、概して、違った個人を違った国へ常駐外交使節として任命するが、時には、数か国への常駐外交使節として同じ個人を任命する場合がある。更に一般的に外交使節は一国のみを代表するものであるが、しかし、場合によっては、数か国が彼らの使節として同じ個人を任命することがあり、その場合には、一人の使節が数か国を代表するわけである。

三七三 数人の使節の任命 昔は、国家が外国における彼

らの代表として一人以上の常駐外交使節を任命するといふことが、しばしば行われたものであるが、今日では、<sup>(1)</sup> こうしたことは、ほとんど起こらないけれども、こうした可能性に反対する法則は存在しないのである。だから、今でさえ、国家が、会議で彼らを代表するため数人の使節を任命するといふことが、たびたび起こるのであるが、このような場合には、数人の使節の内の一人が上役として任命され、彼以外の者は部下になるのである。

注(1) ミールス・第一巻第一章一七〇―一九を参照のこと。

### 五 外交使節の接受

ヴァッテル・第四巻六五―六七、ホール・九八、  
 フィリモア・第二巻一三三―一三九、トウイス・第  
 一卷二〇二―二〇三、テイラー・二八五―二九〇、  
 マルテンス・第二巻八、カルポー・第三巻一三五―  
 一三五六、プラディエール・フォデレ・第三巻一―  
 五三―一二六〇、フィオレ・第二巻一一一―一一  
 二〇番、リヴィエール・第一巻四五―四五七頁。

### 三七四 外交使節を接受する義務 受動的使節権を有する

国家群のあらゆる構成国は、普通の状態では、交渉を目的に他国から派遣されてくる外交使節を必ず接受しなければならぬが、しかし、その義務は、あらゆる場合における常駐使節の接受と一時的使節の接受に及ぶのではない。

(一)常駐使節に関しては、国家は、彼らを派遣する義務に比べると、彼らを接受する義務は、ほとんど無いことが一般に認められているが、しかしながら、実際上は、諸国家間で発言を聴いてもらいたいという欲求をもっているあらゆる完全主権国家は、常駐使節を接受し派遣しており、そういうことが無ければ、現在の情況のもとでは、どのような国際問題であれ、何らかの影響力を及ぼすことは不可能であろう。スイスは、昔は常駐使節を派遣することを全面的にやめていたが、今日では、昔の慣行を放棄し、多くの使節を派遣し接受しているのも、この理由のためである。私の知る限り、一つの常駐使節も派遣せず、接受もしていない唯一の完全主権国家は、非常に小さなリヒテンシュタイン公国(訳注・現在でも外交面はスイスに依存している。)である。

しかし、国家は、或る国からの常駐使節は接受しても、他の国からの場合は拒絶することが可能である。だから、プロ

テスタント諸国はローマ法王からの常駐使節を、法王が国家元首であるときでさえ、決して接受しなかったし、今でも、この法則を遵守しているのである。もっとも、彼らの内の一つや二つの国、例えばプロシアのような国がバチカンに常駐使節を保持している。

(二) 一時的使節に関しても、普通の状況下において一時的使節を接受すべき国家の義務を主張する著者たちの間で、その法則に対する例外が存在することが、同様に広く認められているのである。したがって例えば、使節団の目的を前もって察知し、そのため交渉することを望まない国家は、その使節団の接受を拒むことができるし、更に、戦争はあらゆる平和的關係の断絶を伴うので、交戦国は、相手の交戦国からの使節を接受することを拒むことができるのである。<sup>(1)</sup>

注(1) しかし、このことは一般には認められていない。ヴァッテル・第四卷六七、フィリモア・第二卷一三八、プラディエール・フォデレ・第三卷一二五五番を参照のこと。

**三七五 或る種の個人への接受拒否** しかし、使節の接受拒否と或る一定の個人を使節として接受拒否することとを混同してはならない。国家は、常駐、または、一時的の使節を

接受することが、いつでも出来るが、使節として選ばれる個人に異議を唱えることも出来るのである。国際法は、外交使節として任命される個人の接受を強く要求する権利までも国家に与えてはいないので、すべての国家が、みずからにとって不都合な人物を使節として接受することを拒むことができるのである。しかも、特定の使節を拒否する国家は、それが、どのような性格の異議なのか明確に述べたり、その異議の正当性を証明したりすることを強要されないもので、したがって、例えば、たいいていの国家が、彼ら自身の国民の一人が外国からの使節であれば接受を拒否するし、更に、例えば、ハノーヴァー (Hanover) の国王は、プロシアによって任命された公使の接受を一八四七年に拒否したが、その理由は、その者がローマ・カトリック教徒だったからであった。一八八五年にイタリアはアメリカ合衆国の大使であるケイレイ氏 (Mr. Kelley) の接受を拒否したが、その理由は彼が一八七一年に法王領地 (訳注・法王が一八七〇年まで支配したイタリア中部の土地) の併合に抗議したからであった。また、アメリカ合衆国が同人を大使としてオーストリアに派遣した時に、後者は、彼の妻がユダヤ人だと言われていることを理由

に彼を接受することを拒否している。これらの例から明らか  
なように、国家は、使節である或る一定の個人の接受を強く  
要求する権利をもたないけれども、実際には国家は、接受が  
拒否される場合には、しばしば、感情を害されることにもな  
る。したがって、一八三二年にイギリスは、ストラトフォー  
ド・カニング卿のロシアへの大使としての任命を、三年間も  
取り消さなかったのだが、後者が接受を拒否していたために、  
その地位は、事実上、空席のままであった。一八八五年には、  
先に述べたように、オーストリアがアメリカ合衆国の或る一  
定の大使に対する接受を拒絶したとき、後者は、他の大使を  
任命しなかつたので、拒絶された人物は辞任したけれども、  
使節は数年間にわたって代理公使の管理に委ねられていた。  
こうした衝突を避けるために、或る個人を使節として任命す  
る場合には、その者が好ましい人物 (*persona grata*) かど  
うかを、事前に確かめないでは、使節に任命しないというの  
が、多くの諸国の良き慣行になっている。そして、或る一定  
の個人の任命について、国は、あらかじめ意見を求められる  
けれども、異議を唱えない場合には、そうした個人を必ず接  
受しなければならぬというのが、国際法の慣習法規である。

注(1) 国家が、外国からの外交使節として自国民の一人を  
接受する場合には、彼に対して、こうした使節がもつ治  
外法権を含む全特権を認めなければならない。しかしな  
がら、国際法学会によって一八九五年に採択された「外  
交特権に関する規則」(*Règlement sur les Immunités  
Diplomatiques*) は、こうした個人について裁判管轄権  
の免除を否定している(『年報』第一四卷二四四頁を参  
照) フィリモア・第二卷一三五、および、トゥイス・第  
一卷二〇三を参照のこと。

三七六 接受の態様と儀式 国家が自国へ派遣される外交  
使節としての或る人物の接受について反対しない場合には、  
彼が任地に到着すると直ぐに、彼の接受が実際が行われるの  
である。しかし、接受の態様は使節の属する階級に従って異  
っている。もし、彼が第一、第二、第三の階級の使節であれ  
ば、あらゆる通常の儀式を伴った、いわゆる、公的な謁見で  
厳粛に使節を接受することが、国家元首の義務である。その  
ために、使節は、外務省に信任状の写しを送り、外務省は、  
使節のための特別の謁見を国家元首と調整し、謁見の際に使  
節は封印された信任状を自分から提出するのである。<sup>(1)</sup> もし、  
使節が、代理公使ということだけであれば、彼は、外務大臣  
による謁見で接受され、外務大臣に信任状を手渡すのである。



正式な接受を通して、使節は、公式に承認されることになり、公式に彼の職務遂行を開始できるのである。しかし、治外法権などのような使節の特権は、身体の安全と不可侵に係わるので、使節は、公式の接受以前であっても、それらの特権を与えられなければならない、外交使節としての彼の身分は、公式の接受の時からではなくて、彼が本国を出立するに当って彼に信任状が手渡され、彼の旅券が外交上の身分の十分な証明を備えた時から始まるわけである。

注(1) 使節の接受に関する詳述が、トゥイス・第一卷二一

五とリヴィエール・第一卷四六七頁でなされている。

三七七 会議への使節の接受 或る国に派遣される外交使節の接受に関する以上のすべての細目が、会議でさまざまな国を代表するために派遣される使節の接受に適用されるのではないということに特に触れておかなければならない。このような使節は、会議が行われる領域の国家に派遣されるのではないので、こうした国家は、その任命された使節の接受を拒否する権能は有せず、また、後者に対する国家元首による公式、かつ、正式な接受は、とり行われない。任命国は、交渉 (transaction) が行われる領域上の国家の外務省に、彼

らの使節の任命を通告するだけであり、使節は、到着後、自己紹介のため外務大臣を訪問して、そして、外務大臣によって丁寧な接受されるのである。しかしながら、彼らは、全権委任状を外務大臣に提出するのではなく、会議の第一回会合まで、それを保留しておき、第一回会合で、お互いに交換して提示し合うのである。

#### 六 外交使節の職務

リヴィエール・第一卷三七、ウルマン・三九、ボ

ンフィス・六八一―六八三番、プラディエール・フォ

デレ・第三卷一三四六―一三七六。

三七八 一般論としての外交上の職務について 常駐使節の職務と一時的使節の職務との間には区別がなされなければならない。後者は、儀式上の使節であれ、政治上の一時的にすぎない使節であれ、何らかの限定された目的か、或るいは会議の代表として派遣されているので、彼らが任命された目的のものによって、その職務は明確に示されているが、綿密な考慮を必要とするのは、常駐使節の職務である。彼らの慣例的な職務は、交渉、観察、保護という項目で総括してまとめられ得るが、しかし、こうした慣例的な職務以外に、常

駐使節は、他の種々様々な職務をも負わされ得るのである。

**三七九 交渉** 常駐大使やその他の常駐使節は、彼が派遣されている国だけではなく、その他の国との国際関係の全般にわたって本国を代表しており、彼の本国の国家元首と、更には、彼が派遣されている国との間で行われる通信に關しては外務省の、代弁者なのである。また、彼は、後者から通信を受け取り、それを本国に報告するのであるが、この場合、これら二国間の国際関係だけが促進され、交渉されるのではなく、国家群の全構成国や一部の構成国にとっても一般的に重要であるような、他の諸国の国際問題もまた論議されるのである。非常に重要な国々が、すべて、相互に常駐使節を派遣し合っているという事実を踏まえて、国際問題に關する継続的な意見交換が行われているわけである。

**三八〇 觀察** しかし、以上が常駐外交使節の職務の全部ではない。更に彼らの仕事としては、彼ら本国の利益に係わり得る事件をすべて注意深く觀察して、そうした觀察を彼らの政府に報告することがある。国家群の全構成国が、外国の陸海軍や財政、世論、商業や産業について精通するのも、こうした報告のお蔭である。そこで、外交使節を接受する国は、

使節の觀察という職務の遂行を妨害する権利をもたないことが、特に強調されなければならないのである。

**三八一 保護** 外交使節の第三番目の職務は、彼らが派遣されている国の境界内にいる彼らの本国の国民の身体、財産、および、利益の保護である。もし、このような国民が、通常の裁判上の手段で救済策を見出すことができずに損害を蒙るに於いて、彼らの本国の外国使節に支援を求める場合には、外交使節は、彼らに保護を与えることを認められなければならない。外交使節が、彼の同胞に保護を与えなければならない範囲について、使節に指示するのは、国際法ではなく、彼の本国の国内法や諸規則である。

**三八二 雑務** 交渉、觀察、保護は、あらゆる国の外交使節にとって共通の職務であるが、しかし、これ以外に、国家は、本国の国民の死亡・出生・婚姻の登録、国民の署名の登記、国民に旅券を作成すること等の他の職務の遂行を外交使節に命令することができる。だが、こうしたことを行う場合には、国家は、接受国の法律によって接受国自身の役人に排他的に保留されているような職務の遂行を、使節に命令しないように注意しなくてはならない。したがって、例えば、婚

姻を意図する人物に、戸籍係の面前で婚姻を決めさせようとする法律をもつ国では、その国の役人の戸籍係による登録が行われる以前に、外国の使節が彼の同胞の婚姻を公認するということを経可する必要は無いし、だから、また、例えば宣誓による証人訊問のような裁判権として留保されている行為の遂行を、外国使節に許可する必要も無いのである。

三八三 使節の内政不干涉 しかし、使節は、彼が派遣されている国の内部的な政治生活に干渉してはならないということが、特に強調されるべきである。政治上の出来事や政党を注意深く見守り、その観察を彼らの本国に報告することは、確かに使節の職務に属することではあるが、しかし、政治生活そのものに参画したり、或る種の政党を助成し、他の政党を脅迫したりする権利は、いささかも有するものではない。にも拘わらず、もし、彼らが、それをやるならば、彼らは地位を乱用することになる。しかも、その場合、使節が、そうしたことを彼自身のためにやろうと、彼の本国からの指示に基づいてやろうと、それは一切関係が無い。自尊心の強い国は、外国使節が、こうした干渉を行うことを許すことはないので、彼の本国に彼を召還して、彼の代わりに別の人物を任

命するように要求するか、或るいは、彼の干渉が非常にゆゆしい場合には、彼に旅券を渡して退去させるかのいずれかになるであろう。歴史は、この種の実例を豊富に記録しているが、多くの場合、当該使節が、本当に内政に干渉するために職務を乱用したか否かは疑わしいのである。

注(1) ホール(九八)とテイラー(三三二)は、共に数多くの事例、とりわけ、サックビル侯の場合について検討しているが、サックビル侯は、一八八八年に大統領選挙への、いわゆる、干渉のためにアメリカ合衆国から旅券を受け取った人物であった。

## 七 外交使節の地位

三八四 国際法の客体としての外交使節 外交使節は、国家元首と同様、ほとんど国際法の主体にはならないが、そうした首長の地位<sup>(1)</sup>に係わる議論は、外交使節の地位にも適用されなければならないのであって、その地位は、個人としてではなく、彼らの国家の代表機関として、国際法によって与えられているのである。それは一身上の権利からではなく、彼らの本国と接受国の権利・義務から派生するものであり、国際法に基づいて外交使節が享有する全特権は、国際法により彼らに与えられる権利ではなく、彼らの本国の国際的な権利

に呼応して接受国の国内法によって与えられる権利なのである。と言うのは、**国際法**は、外交使節のために、外国の国内法に基づく或る種の特権を要求する権利を、あらゆる国に与えているからである。したがって、外交使節は、**国際法**の主体ではなく、むしろ、客体であつて、この点において、他の個人と似ているのである。

注(1) 三四四を参照のこと。

### 三八五 外交使節のための特権 儀式上の名誉とは別に、

外国使節に与えられるべき特権は、彼らの不可侵権 (inviolability) と、いわゆる、治外法権 (extritoriality) とに關係しており、こうした特権が何故に授与されなくてはならないかという理由は、外交使節が、国家と国家の威厳の代表者だということと、<sup>(1)</sup>更には、彼らが、こうした特権を享受することが無ければ、彼らの職務を完全に遂行することができないということ、にある。それと言うのも、もし、彼らが、他の個人と同様、通常の法的、政治的な干渉を免れないで、多少とも政府の善意に依存しているということであれば、彼らは、安全と慰安への個人的配慮により、彼らの職務遂行を實質上妨げることになる限度にまで影響を受けることにもなる

からである。文書、電信、伝書使を通しての本国との十分、かつ、自由な通交を妨害するという性癖は、彼らの存在理由を全くもつて無為にしようとも、同じように明きらかである。この場合、他の影響を受けない秘密の、報告を本国に送ったり、訓令を本国から受けたりすることは、彼らにとつては不可能なことであり、こうした似たような様々の理由を考慮すると、彼らの特権は、外交使節の存在そのものとの不可分の特性であるように思えるのである。<sup>(2)</sup>

注(1) 一一二を参照のこと。

(2) **国際法学会**は、一八九五年のケンブリッジの会合で、外交使節の特権について議論し、それに関する一七項の一群の規則を起草した。(『年報』一四卷二四〇頁)。

### 八 外交使節の不可侵

ヴァッテル・第四卷八〇〜一〇七、ホール・五〇、九八、フィリモア・第二卷一五四〜一七五、トゥイス・第一卷二一六〜二二七、ウルマン・四〇、ホルツェンドルフ・第三卷六四八〜六五四頁、リヴィエール・第一卷三八、ボンフィス・六八四〜六九九番、プラディエール・フォデレ・第三卷一三八二〜一三九

三、フィオレ・第二卷一一二七―一一四三番、カル  
ボー・第三卷一四八〇―一四九八、マルテンス・第  
二卷一一、クルーゼ (Crouzet) 『外交官の…不可

侵性』(De l'inviolabilité...des agents diplomatiques) 一八七五年刊。

三八六 外交使節のための保護 外交使節は国家元首と同様に神聖不可侵である。したがって、彼らは、一方において彼らの身体の安全に関して特別の保護を与えられねばならないし、他方において、彼らは、接受国のすべての種類の刑事裁判権から免除されなければならない。そこで、外交使節に与えられるべき保護は、犯罪防止のために必要な警察措置だけではなく、特に犯罪人に科せられる厳しい処罰においても、表明されなければならない。例えば、イギリス刑法によれば、<sup>(1)</sup>外国の外交代表に与えられる一切の特権を、暴力的、ないし、身体拘束によって侵害する者、または、外国の一切の外交代表である人物や外交代表の従者である人物が逮捕され、投獄されるような令状や訴訟手続きの発行、告発、執行を行う者は、すべて軽犯罪である。外交使節の保護は彼ら自身の身体に限られるのではなく、彼らの家族や随員、公館、家財

道具、馬車、書類、更には文書、電信、特別伝達吏による本国との通交にも同じように及ぼされなければならないのである。

注(1) ステファン『総覧』<sup>グロウエスト</sup>第九六―九七項を参照のこと。

三八七 刑事裁判権の免除 外交使節の刑事裁判権からの免除に関して、今日、国際法の理論と慣行は、接受国は、どのような情況にあっても外交使節を訴追し、処罰する権利を有しないということ<sup>(1)</sup>で一致している。しかし、接受国の法律上の命令や訓令が、外交使節に少しは関係するか否かという問題は、国際法の著者たちの間で決着していないので、外交使節は、そうした命令や訓令に従わなければならないわけであるが、実際には、彼らは一切の違反に対して起訴されないし、処罰され得ない<sup>(2)</sup>ということが確立されているのである。この問題は、否定的に解決されるべきであり、その理由は、外交使節は接受国の法的権能のもとにあるとは決して見なされることにはならないからである。しかし、これは、外交使節が彼の好きなことをする権利をもつべきだということを意味するものではない。彼が享受する特権の推定要件は、彼が接受国の国内秩序と調和するような方法で行動し、振舞うと

いうことである。したがって、彼は、彼の職務の効果的な遂行を規制しないような国内法上のあらゆる命令や訓令には自発的に従うことを期待されているのであって、そうでない方法で彼が行動し振舞い、それにより、その国の国内秩序を乱す場合には、後者は、必ずや彼の召還を要求するか、或るいは直ちに彼を呼び戻すことを要求することになる。

歴史は、外交使節が接受国に対して謀反を起こしたが、それにも拘わらず訴追されなかった多くの事例を記録している。例えば一五八四年にスペインのイギリス駐在大使メンドーザ (Mendoza) は、エリザベス女王を廃位する陰謀を企てたので、出国を命じられた。一五八七年にはフランスのイギリス駐在大使ローベスピヌ (L'Aubespine) はエリザベス女王の暗殺を企てたが、二度と同じことを犯さないように警告されただけであった。一六五四年、フランスのイギリス駐在大使ドゥ・バス (De Bass) は、クロムウェルの暗殺を企てたので、二四時間以内に出国することを命じられた<sup>(3)</sup>。

註(1) 昔は国際法学者 (publicist) の間に合意は存在しなかった。(フィリモア・第二卷一五四を参照のこと)

(2) この点は、ベリンク (Beling) 『治外法権の刑法上

の意義』 (Die strafrechtliche Bedeutung der Exterritorialität) 一八九六年刊、七一―九〇頁で徹底的に検討されている。

(3) この他のさまざまな事例が、フィリモア・第二卷一六〇―一六五で検討されている。

**三八八 不可侵の範囲** 外交使節は神聖不可侵であるので、彼らの不可侵の原則は一般に認められている。しかし、一つ例外がある。と言うのは、もし、外交使節が、接受国の国内秩序を乱す暴力行為を犯し、類似の行為を防止するためには、彼の身柄を拘束することが必要であったり、或るいは彼が接受国に対して陰謀を企て、その陰謀が彼の身柄を拘束することによってのみ無駄になる場合には、彼は、当分の間、逮捕され得るのであるが、もっとも、彼は適当な時に安全に本国に帰えされなければならない。例えば一七一七年にロンドン駐在スウェーデン大使ギレンブルグ (Gyllenburg) は、国王ジョージ一世に対する陰謀の共謀者であったが、彼は逮捕され、彼の文書は調べられた。一七一八年にはフランス駐在スペイン大使セラマーレ公 (Prince Cellamare) は、フランス政府に対する陰謀団を組織した理由で拘留された<sup>(1)</sup>。そこで強調されなくてはならないのは、外交使節は、例えば、正当

防衛で仕返しをする個人を攻撃したり、無秩序な群衆の中の  
ような、危険で困った状態に無分別に故意に自分自身を置い  
たりするような、彼自身の弁解の余地の無い振る舞いの結果  
として、もし、損害を蒙っても、そのことを訴訟問題にする  
ことはできないということである。<sup>(2)</sup>

注(1) これらの事例に関する詳細はフィリモア・第二巻一  
六六と一七〇に示されている。

(2) 一八九五年のケンブリッジでの会合で国際法学会に  
よって採択された外交上の免除に関する規則の第六条を  
参照のこと。

## 九 外交使節の治外法権

ヴァッテル・第四卷八〇〜一九、ホール・五〇、  
五二、五三、ウエストレイク・第一卷二六三〜二七  
三頁、フィリモア・第二巻一七〇〜二二〇、テイラ

ー・二九九〜三一五 トウイス・第一卷二一七〜二  
二一、ウルマン・四〇、ホルツェンドルフ・第三卷  
六五四〜六五九頁、リヴィエール・第一卷三八、ポ  
ンフィス・七〇〇〜七二二番、プラディエルフォ  
デレ・第三卷一三九六〜一四九五、フィオレ・第二  
卷一一四五〜一一六三番、カルボー・第三卷一四九

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

九〜一五三一、マルテンス・第二卷二二〜一四、ゴ  
ットシャルック (Gottschalck) 『使節の治外法権』  
(Die Exterritorialität der Gesandten) 一八七八年  
刊、ヘイキング著 (Heyking) 『治外法権』(L'  
exterritorialité) 一八八九年、オディエール  
(Odier) 『外交官の特権と免除』(Des privilèges et  
immunités des agents diplomatiques) 一八九〇年  
刊、ヴェルカメール (Vercamer) 『治外法権と言  
う外交上、および、特殊な免除』(Des franchises  
diplomatiques et spécialement de l'exterritor-  
ialité) 一八九一年刊、ドローアン (Droin) 『外交  
官の治外法権』(L'exterritorialité des agents di-  
plomatiques) 一八九五年刊。

三八九 治外法権の理由と擬制的特性 国家群の全構成国  
の国内法により外交使節に認められなければならない治外法  
権は、主権をもつ国家元首の場合のように、"対等者は対等  
者に対して権威を有せず"(par in parem non habet imper-  
ium)の原則に基づくのではなく、使節が、彼らの職務を果  
たすために、接受国の裁判管轄権や支配などから独立してい

なければならぬという必要性に基づいているのであるが、ここにおいても、他のあらゆる場合と同様、治外法権は、擬制にすぎないのである。と言うのは、外交使節は、実際には接受国の領域の外に在るのではなく、内に在るからである。それにも拘わらず、「治外法権」(Exterritoriality)と言う用語は貴重である。何故ならば、それは、使節が、多くの点で、恰かも接受国の領域内に在るかの様に扱われなければならぬということ、はつきりと示しているからである。<sup>(1)</sup>それに、使節の、いわゆる治外法権は、厳密に検討される必要のある一群の特権によって現実のものになるのである。

注(1) 若干の例外を除いて(ドゥロアン『外交官の治外法権』一八九五年刊、三二―四三頁を参照)、ほとんどの国際法学者が治外法権と言う用語と擬制を受け入れている。

三九〇 住居の免除 こうした特権の第一のものは、住居の免除(immunity)、いわゆる、官邸の自由(franchise de l'hotel)である。今日の住居の免除は、使節の公館が、あらゆる点で接受国の領域外にあるものと見なされ、かつ、この治外法権が、多くの場合に、そうした公館が存在する街の全

域にまでも及んでいた昔の情況から、発展したものである。当時は、地区の自由(franchise de quartier)とか地区権(jus quarteriorum)と言うのが常であって、しかも、地区の自由からの推論が、いわゆる、庇護権(right of asylum)であって、使節は、彼らの公館に避難するあらゆる個人に、公館地区の境界内で庇護を与える権利を要求していた。<sup>(1)</sup>しかし、既に一七世紀には、たいていの国が地区の自由には反対しており、一八世紀には全面的に消滅したのだが、使節が官邸の内部で庇護を与える要求は、その後も残っていた。したがって、一七二六年に、スペインのフィリップ五世への最初の公使リッペルダ公爵は、反逆罪で告発され、マドリードのイギリス大使公邸に避難したが、スペイン政府の命令で、そこで無理やり逮捕されたので、イギリス政府は、この措置を国際法違反として苦情を訴えたのである。<sup>(2)</sup>その二一年後の一七四七年に同じような事例がスウェーデンで起こっている。スプリンガーという名の商人が反逆罪で告発されて、ストックホルムにあるイギリス大使の住居(house)に避難したが、スプリンガーの引き渡しに対するイギリス使節の拒否に基づいてスウェーデン政府は軍隊をもって大使館を包囲し、



使節の馬車が大使館を出る際には、騎兵隊に尾行するように命令した。最終的にスプリンガーは、不承不承、スウエーデン政府に引き渡されたが、スウエーデン側がイギリスの要求する補償を拒否したので、イギリス側は不満を伝え、大使を召還したのである。<sup>(3)</sup>以上の二つの例が示しているように、庇護権は、要求されて、しばしば、与えられてはいるが、それにも拘わらず一般的には認められてはいなかったのである。

一九世紀の間に、その残滓は、すべて消滅してしまっていたので、一八六七年に、リマのフランス使節が、それを要求した時にペルー政府は、それを認めることを拒否している。

今日、使節の公館は、或る意味で、そして、若干の観点でのみ、恰かも接受国の領域外にあるものと見なされている。と言うのも、外交使節に与えられる住居の免除は、個々の使節の特別の同意無しには、接受国の裁判所、警察、税務署等の職員が、これらの住宅へ接近しないことを含んでいるからである。したがって、接受国の裁判管轄権や行政権に係わる行為は、使節の特別の許可がある場合を除いては、これらの住宅内では行い得ないのである。しかも、使節の馬小屋や馬車は、彼らの住宅の一部と見なされている。しかし、こうし

た住居の免除は、それが、使節の独立性や不可侵性と、更には彼らの職務上の記録や公文書の不可侵性にとって必要不可欠である場合にのみ認められるものである。もし、使節が、この免除を乱用するのであれば、接受国政府は、受け身になつて、それを我慢する必要は無いのである。したがって、接受国の側には、犯罪人や随行員に属さない個人に対し庇護を与える権利を、使節に認める義務は無いわけである。勿論、使節は、大使館に避難しようとする犯罪人に入館を拒否する必要は無いのであるが、しかし、使節は、犯罪人を、その訴追国に、要求に基づいて引き渡さなければならぬし、また、使節が拒否すれば、引き渡すように使節を説得する何らかの措置が取られるだろうが、使節の身体への襲撃を伴うようなことは別である。だから、大使館を兵士でもって包囲できるし、最終的には犯罪人を無理やり大使館外に連れ出すことも可能である。しかし、こうした強制手段は、それが緊急の場合においてのみ正当化され、しかも、使節に、犯罪人を引渡すように要求したが無駄に終わった場合に限られる。更に、もし、使節の住宅内で、治外法権の特権を有しない個人によって犯罪が行われた場合には、その犯罪人は、その地

域の政府に引き渡されなければならず、一八六七年にパリで起きたニキチェンコフ事件が、まさに、その事例である。ニキチェンコフは、ロシア大使館には所属しないロシア人であったが、公館内にいた使節団員を襲って傷つけたので、フランス警察が、呼ばれて、その犯罪者を逮捕したのだが、ロシア政府は、その犯罪がロシア大使館内で行われたので、専らロシアの裁判管轄権のもとにあると主張して、彼の引き渡しを要求したのである。ところが、フランス政府が引き渡しを拒否し、ロシアは、その要求を取り下げたのである。

なお、使節は、接受国の国境内にいる彼の本国の国民を逮捕して、本国の勢力圏内に彼を連行する目的で大使館内に拘留する権限を有してはいない。その実例は一八九六年にロンドンで起こった中国人スン・ヤット・セン事件である。これはロンドンに居住している中国からの政治亡命者の事件であったが、彼は、中国公使館の住宅に入居するように勧誘されたが、中国へ強制的に移送させるために、そこに拘留されたのであるが、中国の使節は、公使館の住宅は、中国の領域であるので、イギリス政府には、干渉する権利は無いと主張したが、しかし、後者は介入して、スン・ヤット・センは七日後に解

放された。

注(1) この避難権は、確かに数世紀前から諸国家により認められていたが、グロチウスが、それを国際法上の法理として見なしていなかったと言うことは、興味深いことである。すなわち、彼は、「使節が居住する領土の帰属する者の認可による。けだし、この権利は万民法に属していないからである。」と述べているのである。(第二巻一八章八)。なお、バインケルスフーク『外交使節に対する裁判権』二二章を参照のこと。

(2) マルテンス『国際法上の有名事件』第一巻一七八頁を参照のこと。

(3) マルテンス・同・第二巻五二頁参照のこと。

(4) しかし、ホール(五二)によれば、使節の住宅内にいる政治亡命者に避難を認める慣行は、いまでもスペイン系アメリカ諸共和国に存在している。なおウエストレイク・第一巻二七二頁とムーア(Moore)『公使館・領事館、および、船舶内の避難』(Asylum in Legations and Consulates, and in Vessels)一八九二年刊を参照のこと。

### 三九一 刑事・民事裁判管轄権の免除 使節の治外法権に

関する第二の特権は、刑事と民事の裁判管轄権からの免除である。刑事裁判管轄権からの免除は彼らの不可侵権の結果でもあるので、それについては既に検討済みである。<sup>(1)</sup> だから、

ここでは民事裁判管轄権からの免除だけを扱わねばならない。

負債等に関して接受国の民事裁判所で、あらゆる種類の民事訴訟が使節に対して行われ得るわけではなく、彼らは、借金のために逮捕され得ないし、借金のために家具、馬車、馬等も差し押さえられ得ない。彼らは、借金の不払いのために国を離れることを妨げられ得ないし、彼らの旅券も、同じ理由で彼らに拒否することもできない。例えば、一七七二年にフランス政府が、パリでヘッセーキャセル辺境伯（訳注・ドイツ南西部の伯爵領の領主）の使節ドゥ・レッチ男爵に、彼の借金の不払いを理由に旅券を拒否したときに、パリにいた他のあらゆる使節が、フランス政府のこの措置は国際法の侵害であるとして不平を訴えたのである。<sup>(2)</sup>しかし、使節が民事裁判権から免除されるといふ法則には或る種の例外がある。もし、使節が、彼自身に対する訴訟に出頭したり、更には、彼自身が接受国の裁判管轄権のもとに訴訟を行う場合には、後者の裁判所は、こうした使節をめぐる事件について民事裁判権をもっているのである。それに、接受国の国境内で、使節が、公的な資格ではなく私的個人として所有する不動産に関するしても、同様のことが妥当するのであり、また、接受国の領

域上で、使節は商業上の投機に従事することも可能である。<sup>(3)</sup>

注(1) 三八七―三八八を参照のこと。

(2) マルテンス『国際法上の有名事件』第二巻一一〇頁を参照のこと。

(3) しかしながら、イギリスの国内法では、こうした場合においても、外国使節に地方裁判所の管轄権からの免除を認めている。(ウエストレイク・第一巻二六七頁を参照のこと)

### 三九二 証人としての召喚状からの免除 使節の治外法権

に関する第三の特権は、証人としての召喚状からの免除である。使節は、刑事、または、民事、或るいは行政事件の、裁判所に証人として出頭することを義務付けられ得ないし、要求さえもされ得ないし、また、彼の住居に派遣されるコミッショナー、<sup>コミッショナー</sup> 事務官の前で証言することも義務付けられないのである。

しかしながら、使節が、もし、証人として出頭することや、証言することを自分で選択するのであれば、裁判所は、そうした証言を利用することができる。この種の事例の内注目すべきものは、ワシントン駐在のオランダ使節デュボワの一八五六年に起こった事例である。或る殺人事件がデュボワ氏の面前で発生し、彼の証言が裁判にとって絶対的に必要であ

だったので、外務大臣は、デュボワに証人として裁判所に出頭するよう求めたが、デュボワに、そうする義務が無いことを承知の上であった。デュボワは、ワシントン駐在の他のあらゆる外交使節の助言に基づいて、外務大臣の要求に応ずることを拒否したので、この問題をアメリカ合衆国はオランダ政府に提起した。しかしながら、後者はデュボワの拒絶を承認したが、アメリカの外務大臣の前で宣誓して証言する権限を、彼に与えたのである。しかし、そうした証言は、その地域の法律では全く価値が無いので、デュボワの証言は行われず、アメリカ合衆国政府はオランダ政府に対して彼を召喚するよう<sup>(1)</sup>に要求したのである。

注(1) ウォートン・第一巻九八、および、カルポー・第三巻一五二〇を参照のこと。

**三九三 警察からの免除** 使節の治外法権に関する第四の特権は、接受国の警察からの免除である。警察の命令や規則は、決して彼を拘束することはないが、他方で、この警察からの免除は、警察によって規制されている事柄に関して、彼が好むようにするという特権を含むものではない。こうした規制は、決して彼を拘束するものではないけれども、使節は、

接受国の国内秩序と調和するような作法でもって行動し、振舞うという推定に基づいて警察からの免除という特権を享有するのである。したがって、彼は、地方警察の命令や禁止令でも、一方において、彼の職務の効果的な遂行を制限しないものや、他方においては、その社会の一般的な秩序と安全にとって重要である命令や禁止には、自発的に従うことを期待されるのである。勿論、従わないで行動しても、彼は、処罰され得ないので、接受国は、彼の召喚を要求するか、彼の不可侵権を損なわれないような他の種類の手段をも選べるのである。したがって例えば、災害時に使節が地方警察の衛生上の重要な取り決めに自発的に従わなかったり、遅滞することに非常な危険がある場合には、止むを得ない事態となつて、接受国政府が使節に対して穏当な圧力を行使しても、それは正当化されるのである。

**三九四 租税からの免除** 使節の治外法権に関する第五の特権は、租税関係からの免除である。使節は、治外法権により、接受国の属地的支配権に従属するとは見なされない<sup>(1)</sup>ので、彼は、個人に関するあらゆる直接的な課税を免除されなければならないので、したがって、所得税であれ、その他の直接

税であれ、支払う必要が無いのである。地方税に関しては區別をする必要がある。下水道、照明、飲料水、夜警等のような使節自身が恩恵を得る地域的なものに課税される地方税の支払いは、使節に要求され得るが、しばしば要求が行われな場合も出ている。<sup>(1)</sup>しかしながら、救貧税のような他の地方税については使節は支払いを要求され得ないのである。関税に関して国際法は、それについての使節の免除を求めてはいないが、しかしながら、実際には礼讓によって多くの国々の国内法は、使節自信の私的な使用に供される物品については、或る範囲内で無税輸入を外交使節に認めているのである。もし、使節の住宅が彼の本国の財産か、或るいは彼自身の財産かのいずれであっても、住宅は財産税から免除する必要は無いのであるが、接受国の礼讓により、しばしば免除されている。このような財産税は、個人的、かつ、直接的なものではなく、間接税である。

注(1) 「イギリスでは、地方税の支払いは、使節団員に対しては、訴訟や差押えにより強要できないと考えられている。」とウエストレイクは述べており(第一巻二六八頁)、彼は、パーキンソン対ポッター事件とマカートニイ対ガルバット事件を引用している。

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

三九五 礼拝権 使節の治外法権に関する第六の特権は、

いわゆる、礼拝権 (*droit de chapelle, droit du culte*) である。これは、使節自身の宗教上の行為のために私的な礼拝堂を所有する特権であり、使節には接受国の国内法で認められなければならない。多くの国で宗教上の崇拜の自由が知られていなかった昔の頃は、それは非常に値打ちの高い特権であったが、今日では、歴史上の価値しか無いものである。しかし、それは消滅はしていないのである。だから、国家が、将来において反動主義的な不寛容に道を譲るようなことがあれば、それは、再び現実的な重要性をもち得るわけである。しかしながら、礼拝権は、使節の公館内の私的な礼拝における宗教上の崇拜の特権を包含するだけでなければならぬということが強調される必要がある。鐘を所有したり、鳴らしたりする権利は認められる必要は無い。この特権は牧師の職務を含むので、礼拝堂内で牧師が洗礼等のようなあらゆる宗教上の儀式を行うことが許されなければならない。また更に、それは、使節の業務に参加する使節のすべての同国人への認可を含んでおり、それは、たとえば、彼らが使節の随行員でなくともよいのであるが、しかし、接受国は、そこに参加する

自国民に対して認可する必要は無いわけである。

三九六 自主裁判管轄権 治外法権に関して第七番目の、

かつ、最後の特権は、或る範囲内における自主裁判管轄権である。使節の随行員は治外法権であると見なされるので、接受国は彼らに対する裁判管轄権を有しない。したがって、本國が使節に対して、そうした民事・刑事の裁判管轄権を委託することが可能であるが、しかし、接受国は、或る一定の合理的範囲を越えて大使に自主裁判管轄権を認めるように要求されることはない。したがって、使節は、紀律に関して彼の随行員に対する裁判管轄権をもたなければならないし、彼の随行員が犯罪をやったときには逮捕を命令し、裁判にかけるために國へ送還することができねばならない。しかし、文明諸國は、今日では、使節自身に彼の随行員を裁判することを認めることはしない。だからこれは、昔に起こったことであるが、例えば、一六〇三年にイギリスへの特使としてフランスのアンリ四世（訳注・ブルボン家の始祖・ナントの勅令で新教徒に信仰の自由を認めた。）によって派遣されたシュリは、ロンドンへフランス人の陪審を招聘して彼の随行員の一人に殺人のための死刑を宣告させた。罪人はイギリス当局へ

刑の執行のために手渡されたが、ジェームズ一世（訳注・スコットランド王から一六〇三年に英王になり、清教徒を圧迫した。）は彼の死刑執行を猶予したのである。<sup>(1)</sup>

注(1) マルテンス『国際法上の有名事件』第一卷三九一頁

を参照のこと。また、二つの事例についてはカルポー・

第三卷一五四五に報じられているので参照のこと。

一〇 第三國に関する外交使節の地位

- ヴァッテル・第四卷八四〇八六、ホール・九九
- 一〇一、フィリモア・第二卷一七二〇一七五、テ
- イラー・二九三〇二九五、トウイス・第一卷二二二、
- フィートン・二四二〇二四七、ウルマン・四二、ホ
- ルツェンドルフ・第三卷六六五〇六六八、ヘフタ
- ー・二〇七、リヴィエール・三九、プラディエール
- フォデレ・第三卷一三九四、フィオレ・第二卷二一
- 四三〇一四四番、カルポー・第三卷一五三二〇一
- 五三九。

三九七 考えられる事例 或る個人が一つの國から別の國

へと外交使節として派遣される場合に、これらの二つの國だけが彼の任命に直接係わっているのであるが、こうした使節

が第三国と接触するような場合に、彼は、そうした第三国との関係で、どのような地位にあるのか、という問題について検討されなくてはならない。こうした事例として、幾つかが考えられる。まず第一に、使節が接受国の領域に到達するために第三国の領域を通過することがあり得る。或るいは、使節が交戦国に派遣される場合に、彼が後者の領域に住んでいるとき、そうした領域を軍事的に占領する別の交戦国には、彼が、そこにいることがわかるかもしれない。また最後として、或る一定の国へ派遣される使節が第三国の問題に干渉することがあるかもしれない。

三九八 使節が第三国の領域を通過する場合 使節が、第三国の領域をお忍びで、或るいは、娯楽だけの目的で、旅行する場合に、彼が、どんなものであれ、何らかの特別の特権を要求できないことは疑いが無い。彼は、この領域を旅行している他の何らかの外国の個人と、まさに同じ地位にあるわけであるが、礼讓により彼は特別の配慮をもって処遇されることになる。しかし、使節が、彼自身の国から彼の目的の国への途中に第三国の領域を通過する場合には問題は別である。もし、派遣国と接受国が隣国でないのであれば、使節は、

おそらく第三国の領域を通過しなければならないであろう。さて、使節の制度は諸国家の通交にとって必要なものであり、しかも、国際法によって、しっかりと確立されているので、こうした第三国は、派遣国や接受国と戦争状態にない限り、その使節に対して無害通行権 (*Jus transitus innoxii*) を認めなければならないという点については、いささかの疑いもあってはならない。しかし、その他の特権<sup>(1)</sup>、とりわけ、不可侵権や治外法権は、使節に認める必要は無い。それに、無害通行権は、通過にとって必要以上に長く領域上に留まる権利を包含するものではないのである。したがって、一八五四年にフランス政府は、マドリッドへの途中、カレーに上陸したアメリカ合衆国の使節スーリエに対し、フランス滞在を許可しなかったが、その理由は、彼が、アメリカ合衆国に帰化したフランスの亡命者だったからであった。<sup>(2)</sup> なお、通過の権利が、もし、その第三国が、派遣国や接受国と交戦状態にある場合には、認められる必要が無いということが特に言及されねばならない。交戦国の使節が、任地に到達するために他方の交戦国の領域を通過する場合には、逮捕されて、戦争捕虜として扱われ得るので、例えば、一七四四年、フランス大使

マレシャル・ドゥ・ベルーイスルが、ベルリンへ赴任する途中にハノーバーの領域を通過したとき、当時、その国は、イギリスと組んでフランスと戦争状態にあったので、彼は戦争捕虜にされてイギリスへ送られたのだった。

注(1) その問題は、常に論議的になっていたので、トゥ

イス・第一巻二二二に十分に検討されているが、彼は、グロチウス、バインケルスフーク、ヴァッテルの見解を引用している。

(2) ウォートン・第一巻九七を参照のこと。

**三九九 占領した敵の領域上で交戦国により見つけられた使節** 戦時に交戦国が敵国の首都を占領し、そこで他国の使節を見つける場合には、これらの使節たちは、その国へ信任されて派遣されてきて存在している限りにおいて、彼らの外交特権を喪失しない。軍事占領は、それによって支配される国を消滅させるものではないので、このような使節たちは使節であることを中止するのではない。他方で、彼らは、軍隊により、その領域を取得した交戦国に派遣されているのではないので、占領交戦国は、国際法の要請に従って、その土地の法により、こうした使節に与えられる不可侵権と治外法権を、どの程度、尊重すべきかという問題については、国際法

上、いまだもって解決されてはいないのである。交戦国は被占領地を彼らが離れる権利は認めなければならずと主張することは差しつかえないと思うが、しかし、同様に滞在する権利までも認めなければならぬか否か。彼らの治外法権との関連で、住居の免除や他の特権を尊重しなければならぬのかどうか。こうした問題に関する慣習法則や国際協約は存在しないので、したがって、自由に取り扱われねばならない。この問題に関して起こった唯一の事例は、パリ駐在のアメリカ合衆国大使ウォッシュバーン氏が一八七〇年にドイツが、その街を包囲したときに体験したものである。この大使は、至急便を封印した鞆に入れて運ぶ使者を、ドイツの防衛線を通じてロンドンへ送る権利を要求したのだが、ドイツ側は、その権利を認めることを拒否し、アメリカ合衆国政府の抗議にも拘わらず、その決定を改めなかつた<sup>(1)</sup>。

注(1) ウォートン・第一巻九七を参照のこと。

**四〇〇 第三国の問題への使節の干渉** 使節は、彼が信任されて派遣されている国や第三国の問題に干渉してはならないという事は疑いが無い。にも拘わらず彼が干渉するとしても、彼は、こうした第三国に対しては、どのような特権も



享有していない。したがって、一七三四年にポーランド駐在フランス公使モンティ侯爵は、ポーランドとロシア間の戦争に、実際に参加して、後者により戦争捕虜にされ、フランスが抗議したけれども一七三六年まで釈放されなかつた。<sup>(1)</sup>

注(1) マルテンス・『国際法上の有名事件』第一巻二〇七頁参照のこと。

## 一 外交使節の随行員

- ヴァッテル・第四巻二二〇〜二二四、ホール・五  
一、フィリモア・第二巻一八六〜一九三、トゥイス・第一巻二一八、ウルマン・三七、四一、ホルツ  
エンドルフ・第三巻六六〇〜六六一頁、ヘフター・  
二二二、リヴィエール・第一巻四五八〜四六一頁、  
ブラディエール・フォデレ・第三巻一四七二〜一四八  
六、フィオレ・第二巻一一六四〜一一六八番、カル  
ポー・第三巻一三四八〜一三五〇、マルテンス・第  
二巻一六。

## 四〇一 随行員の種々様々の階級 公式に使節に同行する

個人や使節の私的な業務を行う個人、使節の家族の構成員、  
更には、伝書使としての個人が、使節の随行員を構成する。

ル・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

したがって、随行員は四つの異なる階級に属している。公式に使節に所属するこれらのすべての個人は、使節団の構成員であり、使節の本国により任命されるものである。第一階級に属するのが、大公使館の参事官(councillor)、駐在武官(attaché)、秘書官(secretary)であり、大公使館の書記官(chancellor)と彼の書記官補、翻訳官も同様である。牧師や医者や法律顧問も、本国により任命され、使節団の構成員として特に派遣されているのであれば同様である。こうした使節団の構成員の名簿は、使節により接受国の外務大臣に手渡たされ、時折り改訂される。使節団の参事官と秘書官は、単身で外務大臣に紹介されるし、非常に稀にはあるが、接受国の元首にも拝謁させられる。第二の階級は、使節の私的業務に従事したり、使節団の構成員であらゆる種類の召使であつたり、使節の私設秘書や使節の子供たちの個人教師や家庭教師であるすべての個人を包含しており、第三の階級は、使節の家族の構成員——すなわち、彼の妻、子供たち、それに彼の家庭内や家屋内で生活する彼の近親者から構成され、最後の第四の階級は、いわゆる、伝書使から構成される。彼らは、使節によって彼の本国に送られる至急便の運搬者であ

り、復路では本国から使節への至急便を持参するのであるが、このような伝書使は、至急便の安全と秘密を保証するために、たいていの使節団に加えられている。

**四〇二 使節団の構成員の特権** 使節団の構成員が、使節自身と同様に不可侵であり治外法権であるということは、国際法上の一般に認められた法則であるので、したがって、彼らは、接受国によって、刑事・民事の裁判管轄権からの免除、警察や証人召喚状、租税からの免除が与えられなければならない<sup>(2)</sup>。彼らは、使節自身と同様、彼らの本国内に住所を持っているものと見なされ、接受国内で使節の滞在期間内に誕生した子供たちは、本国の領域上で生まれたものと見なされるのである。なお、こうした使節団の構成員の特権を放棄することは、使節の権限内に入らないということが強調されねばならない。

注(1) しかしながら若干の著者は、この法則の廃止を主張している。(マルテンス・第二卷一六を参照のこと)

(2) この種の事件が一九〇四年にアメリカ合衆国で起こっている。ワシントンでイギリスの使節団の秘書官ガーニィ氏が自動車の無謀運転のためマサチューセッツ州のリーの警察長官により罰金を課せられた。しかし、その後、

その判決は無効とされ、課せられた罰金は免除された。

**四〇三 私的召使の特権** 接受国は、使節や使節団員の私的業務に携わるすべての人物に、こうした人たちが接受国の国民でない限り、民事・刑事の裁判管轄権の免除を認めなければならぬというのが、国際法上の慣習法規である<sup>(1)</sup>。しかし、使節は、こうした免除を放棄することができるし、また、その場合、こうした人たちは、警察の免除や住居の不可侵、租税の免除を要求することはできない。したがって、このような人たちの中で、例えば、私的な召使いが、彼の雇用主の住居外で犯罪を行なうならば、警察は彼を逮捕することができる。しかしながら、もし、使節が刑事裁判権の免除を放棄しないのであれば、彼を直ちに釈放しなければならない。

注(1) この法規は、わが国を除いては、到るところで認められているようである。一八二七年にロンドン駐在アメリカ合衆国公使カラティン氏の馬車の御者が、公使館外で暴行を犯したとき、彼は公使館の馬小屋の中で逮捕され、地方治安判事のところに告発されたのであるが、イギリス外務省は、御者の地方裁判権からの免除を認めることを拒否している。(ウォートン・第一卷九四とホール・五二を参照のこと。)

**四〇四 使節の家族の特権** 使節の妻や子供たち、それに

使節の家庭内で生活するような近親者たち、更には、使節の随行員に所属していて使節の家屋内に居住する者たちは、彼らの特権に関しては区別が行われている。彼の妻は、不可侵権と治外法権に関する限り、確かに使節のもつ特権のすべてを認められなければならないが、しかしながら、彼の子供たちや近親者に関しては、**国際法上の一般法規が全体的に認められていない**と言って差し支えないのであるが、しかし、民事・刑事の裁判管轄権の免除は認められなければならない。もっとも、昔は、この法則さえ一般的に認められてはいなかったのである。だから、一六五三年にロンドン駐在のポルトガル大使の弟で大使の随行員の一人であったドン・パンタレオン・サがグリーンウェイという名のイギリス人を殺害したとき、彼は逮捕され、イギリスで裁判にかけられ、有罪と判決されて死刑に処せられたのである。<sup>(1)</sup>

注(1) この事例についてはフィリモア・第二巻一六九により検討されている。

#### 四〇五 使節の伝書使の特権

伝書使<sup>クワリッペ</sup>が伝達する外交至急便の安全と秘密とを保障するため、彼らは、民事・刑事の裁判管轄権の免除を認められなければならないし、彼らの職務

遂行中には特別の保護を与えられなければならない。彼らが第三国を通過する無害通行の権利を有しなければならないということと、更には、外交至急便を内容としていて、公印で封緘されている彼らの手荷物の数々については、一般的な慣例(usage)に従い、開封されたり中を調べられたりしてはならないということに着目することは特に重要なことであり、伝書使には彼らの公認性を示すために特別の旅券が支給されるのが普通である。

#### 一二 外交使節の終了

ヴァッテル・第四巻一二五〜一二六、ホール・九八、フィリモア・第二巻二三七〜二四一、テイラー・三三〇〜三三三、フィートン・二五〇〜二五一、ウルマン・四三、ヘフター・二二三〜二二六、リヴィエール・第一巻四〇、ボンフィス・七三〇〜七三二番、プラディエール・フォデレ・第三巻一五一〜一五三五、フィオレ・第二巻一一六九〜一一七五番、カルポー・第三巻一三六三〜一三六七、マルテンス・第二巻一七。

#### 四〇六 職務停止と対比しての職務終了

外交使節は、一

一の違った原因——すなわち、使節が派遣された目的の成就、使節に特別の期間にのみ与えられた信任状の期間満了、派遣国による使節の召還、より上位の階級への使節の昇格、接受国による使節への旅券交付、虐待を理由にした使節からの旅券の要請、派遣国と接受国との間の戦争、派遣国、または、接受国の元首の憲法上の変更、派遣国、または、接受国の政治的革命的変更、派遣国、または、接受国の消滅、そして最後に、使節の死亡、によって終了することがあり得る。これらの事象については、それらの特性に鑑みて、一つずつ論じなければならぬが、しかし、外交使節の終了を、使節の職務停止と混同してはならない。前述の一一の原因に基づいて、使節は実際に終了し、新しい信任状が必要になるのに対して、職務停止は、使節を終了させるのではなく、使節は、その職務にとどまるけれども、職務を遂行できない時間的間隔を設定するのである。職務停止は、例えば派遣国、ないし、接受国の革命のような様々の原因の結果であり得るが、原因が何であれ、使節は、職務停止の期間、彼のすべての特権を享有するのである。

#### 四〇七 使節の目的の成就 使節は、特別な目的をもった

使節のあらゆる場合について、その目的の達成によって終了するが、そうした場合は、婚礼、葬儀、即位式、国家元首変更の通告、会議への国家代表、等々である。使節は、その目的の成就によって終了するけれども、使節は本国への帰路において、すべての特権を享有する。

四〇八 信任状の期間満了 もし、特定の期間のみの信任状が使節に与えられるならば、彼の使命は、そうした期間の満了をもって終了する。例えば、大使の召還と後任者の任命までの期間に、一個人に対して外交上国家を代表するために、一時的な信任状が与えられ得るのである。

四〇九 召還 使節の使命は、彼が常駐的に、或るいは一時的に任命されたにしても、派遣国による彼の召還によって終了する。もし、この召還が、接受国の非友好的行為によって生じたのではなく、その他の事情によるのであれば、その使節は、元首から召還状 (Letter of recall) を受け、その使節が代理公使にすぎない場合には彼の本国の外務大臣から召還状を受け取り、それを使節は儀式ばった接見で接受国の元首に、代理公使は外務大臣に、手渡すのである。召還状を交換する際には、使節は、旅券と、いわゆる、使節召還承認状

(*Letter de récréance*) という接受国の元首（または、外務大臣）が召還状を承認する書簡を受け取ることになる。それをもって使節の使命が終わるけれども、それにも拘わらず彼の本国までの旅の行程において、すべての特権を享有するのである。召還は、使節の辞任、他の部署への使節の移動等により発生し得るが、次に派遣国と接受国間の紛争の勃発により、外交上の通交の断絶に到る場合にも生じ得るのであって、こうした場合においては、派遣国は、自国の使節に対して、旅券を要求して、召還状を手渡すこと無く、ただちに出国するように命令することになるかもしれない。また、三番目として、召還は、使節の実際の、或るいは申し立てられた不行跡を理由にして接受国の要請に基づいて起こることがあり得る。こうした召還の要請は、もし、派遣国が自国使節の行為を不行跡として承認しないにも拘わらず、接受国が召還を主張するのであれば、外交上の通交の断絶に到るかもしれない。<sup>(1)</sup>

注(1) 使節の有名な召還事件については、テイラー・三二二とホール・九八で報告されている。

四一〇 上位の階級への昇格 使節が、その地位にとどまっているが、しかし、より上位の階級に昇格する場合——例

シ・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その八)

えば、代理公使が弁理公使に、全権公使が大使になる場合には、使節の本来の使命は技術的に終わることになり、したがって、彼は新しい信任状を受領するのである。

四一一 旅券の交付 更に使節は、接受国による使節への彼の旅券の交付をもって終了することがある。こうした使節の退去の理由は、使節側の甚だしい不行跡か、接受国と派遣国との間の外交上の通交の断絶を招く不和のいずれかであるう。

四一二 旅券の要請 召還されるのではなくて、使節は、接受国による冷遇の結果として、彼自身の利益のために彼の旅券を要請して出国することがあり得るが、これは外交上の通交の断絶に到ることもあれば、そうならない場合もある。

四一三 戦争の勃発 派遣国と接受国との間で相互に信任されて派遣されている使節が、召還される以前に戦争が勃発する場合には、彼らの使命は終了するのである。彼らは旅券を受け取るが、本国への帰路において、特権を与えられねばならない。<sup>(1)</sup>

注(1) 第二巻九八を参照のこと。

四一四 憲法上の変更 派遣国、または、接受国の元首が、

もし、主権者である場合には、彼の死去や讓位は、彼によって派遣され、或るいは接受される使節は、使命を終了するので、彼らの地位にとどまる使節は、すべて、新しい信任状を受領しなければならぬ。しかし、もし、彼らが新しい信任状を受け取っても、前任席次の変更が以前からの序列に生じたとは見なされないのである。そして、使節の終了と新しい信任状の到着迄の期間、彼らは、外交使節がもつすべての特権を享受するのである。

派遣、ないし、接受される使節のほうの共和国の元首制に憲法上の変更がある場合の影響については、確かな法則は存在していない<sup>(1)</sup>。したがって、万事が特殊な場合の功罪如何にかかっているのである。

注(1) 国際法の著者たちは、この点に関して異なっており、例えば、ウルマン・四三とリヴィエール・第一卷五一七頁とでは対照的である。

**四一五 政府の革命的変更** 派遣国や接受国における、新しい政体を創設する革命的な動き、例えば、共和国を君主国に、或るいは君主国を共和国に、変更したり、君主を廃位させて、別の者を王位に就かせたりすることは、使節を終了さ

せる。その地位にとどまるすべての使節が、新しい信任状を受けとらねばならないが、しかし、受けとつても、彼らの序列には変更は生じない。政体の革命的变化の際には、外国は、彼らの使節に、新しい信任状を送らなかつたり、召還もしないで、場合によっては、その間の事件の経過を見守つたり、真の解決が一層証明されるまで待機するということが起こるが、このような場合には、使節は、国際的慣例に従つて、外交使節のすべての特権を認められているのであるが、法的に厳格に考えれば、彼らは、そうしたことを中止しているわけである。革命的变化に伴なう召還の場合には、召還国の国民の保護は、彼らの領事の管理下に置かれるが、その理由は、領事の職務は、<sup>(1)</sup>国家元首の憲法上、ないし、革命的变化によつては終了しないからである。

注(1) 四三八を参照のこと。

**四一六 派遣国、または、接受国の消滅** 使節の派遣国、または、接受国が、もし、自発的な合併によつて別の国へ吸収されたり、征服の結果としての併合によつて吸収されたりした場合には、使節は、事実上、終了する。接受国の併合の場合、併合する国は併合される国によつて接受される使節を、

自国に対して信任されるものとしては見なさないであろうが、そうした使節に、併合される国の領域を無事に離れる権利と彼らの公文書を持ち出す権利とを認めなければならぬといふことは疑い得ない。派遣国の併合の場合には、外国に派遣される被併合国の使節の公文書や公使館の財産が、どうなるかという問題が発生するが、これは、いわゆる、国家承継の一つであり、併合する国は、併合によって、そうした公文書や、館邸、家具等のその他の公使館の財産を、事実上、取得するが、しかし、その併合が通告されなかったり、承認されない限り、接受国には口出しをする義務は無い。

注(1) 八二を参照のこと。

**四一七 使節の死亡** 最後に使節の死亡によって使命は終了する。使節が死亡すると直ぐに彼の財産、とりわけ、書類は封印されなければならない。これは、死亡した使節の使節団の団員によって行われるか、或るいは、そうした団員が不在の場合には、同じ国に派遣されている他の使節団の団員によって行われるが、その死亡した使節の本国による特別な要請が無い限り、地方の行政機関は介入してはならない。

死亡により、使節の使命と、したがって、特権は終了した

けれども、同居していた彼の家族の構成員や彼の随行員の構成員は、離国するまで彼らの特権を享有しているが、しかし、出発するために、或る一定の時間が設定されるかもしれないし、また、その時間の終了と共に、彼らは治外法権という特権を喪失することになる。接受国の裁判所は、故人となった使節の財産や動産に対して、如何なる裁判管轄権も有しないし、相続税 (death duties) も要求できないということが、特に言及されなければならない。(続く)